

多摩区地域防災計画

(令和 7 年 10 月修正)



多摩区役所

目 次

第1章 総則

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 計画の目的
 - (2) 計画の目標
 - (3) 川崎市地域防災計画との関係
 - (4) 男女共同参画の視点への配慮
- 2 区の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 自然的条件
 - (2) 社会的条件
- 3 区の被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 被害想定地震の経過及び設定
 - (2) 区の被害概要
- 4 区民及び事業者の基本的責務・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 区民の基本的責務
 - (2) 事業者の基本的責務

第2章 災害予防計画

- 1 防災組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 区本部
 - (2) 防災関係機関
 - (3) 自主防災組織
 - (4) 多摩区防災連絡会議
 - (5) その他の組織
- 2 地域防災拠点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 地域防災拠点の整備
 - (2) ヘリサインの整備

(3) 応急医療機能の確保

3 避難施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- (1) 広域避難場所
- (2) 一時避難場所
- (3) 避難所
- (4) 避難所補完施設
- (5) 避難施設の整備等
- (6) 避難所運営会議
- (7) 避難路の確認
- (8) 在宅での避難の考え方の啓発等

4 物資・資器材等の備蓄及び協定・・・・・・・・・・・・ 9

- (1) 食料・飲料水及び生活必需品の備蓄
- (2) 資器材の備蓄

5 緊急輸送体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

- (1) 緊急交通路
- (2) 緊急輸送道路
- (3) 緊急通行車両

6 災害に強い地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

- (1) 基本理念
- (2) 防災知識の普及と意識の高揚
- (3) 自主防災組織の育成・強化
- (4) 自主防災組織以外の団体への活動支援
- (5) 防災ネットワークづくり
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 家庭における防災対策
- (8) 高層集合住宅の防災対策
- (9) 企業の防災対策

7 災害に強い街づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

- (1) 建築物の耐震化の促進
- (2) 倒壊・落下物防止等
- (3) 河川災害の防止等
- (4) 土砂災害の防止等

- (5) 地盤の液状化の危険性の周知
- (6) 空家対策
- (7) 上下水道施設の安全対策
- (8) 災害時における生活用水用井戸等
- (9) 道路・橋りょう施設の安全対策
- (10) オープンスペースの確保
- (11) 火山災害対策

8 災害時要配慮者の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

- (1) 社会福祉施設等における地域との連携強化
- (2) 地域と連携した共助体制の確保
- (3) 迅速な支援体制の整備
- (4) その他の災害時要配慮者対策
- (5) 避難所等の対策
- (6) 個別避難計画

9 混乱防止及び帰宅困難者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

- (1) 帰宅困難者滞在施設の確保
- (2) 情報収集伝達体制の整備
- (3) 区主要駅等周辺における対策
- (4) 広域的対策の推進

第3章 災害応急対策計画

1 区本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

- (1) 区本部の設置
- (2) 区本部の運営及び所掌事務
- (3) 主な関係部隊
- (4) 区本部における災害対応方針
- (5) 区本部の応援要請
- (6) 防災関係機関の活動拠点

2 情報の共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

- (1) 情報の収集
- (2) 情報の伝達
- (3) 広報・広聴

3	地域における救助・救護等（区民の初期行動）	32
	（１）消火活動	
	（２）救助活動	
	（３）応急手当	
	（４）通報	
4	避難対策	33
	（１）避難情報	
	（２）避難所・緊急避難場所の開設	
	（３）避難の実施方法	
	（４）避難所の管理運営（避難所運営会議）	
	（５）避難所対策	
	（６）要配慮者の避難施設（二次避難所）の確保	
	（７）避難者の安否情報	
	（８）感染症対策を踏まえた避難所・緊急避難場所の管理運営等	
	（９）避難所の閉鎖	
5	帰宅困難者対策	38
	（１）登戸駅・稲田堤駅周辺の混乱防止	
	（２）帰宅困難者への帰宅支援	
6	地域医療救護体制	39
	（１）区本部の体制	
	（２）医療救護所の設置	
	（３）災害拠点病院	
7	災害時の福祉対応（健康福祉局）	40
	（１）災害福祉調査本部	
	（２）区本部保健衛生・福祉班の役割	
	（３）市内の社会福祉施設の役割	
	（４）二次避難所の開設	
	（５）川崎DWA Tの派遣要請	
	（６）平時からの訓練実施	
8	物資の供給	42
	（１）給水	
	（２）食料・生活必需品	

9	輸送計画	43
	(1) 輸送の優先順位及び輸送手段	
	(2) 物資拠点における支援物資等の受入れ及び輸送	
10	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	44
11	ごみ・し尿処理	44
	(1) ごみ処理	
	(2) し尿処理	
	(3) 災害用トイレ	
12	防疫・保健衛生	45
	(1) 防疫対策	
	(2) 環境・食品衛生対策等	
	(3) 保健衛生対策	
	(4) 動物救護対策	
13	行方不明者の捜索・遺体の取扱い	46
	(1) 行方不明者・遺体の捜索	
	(2) 遺体の収容及び処理	
14	消防対策	46
	(1) 警防体制	
	(2) 警防活動	
15	警備活動	47
16	交通対策	47
	(1) 道路等の啓開活動	
	(2) 障害物等の除去	
17	ライフライン	48
	(1) 電気（東京電力パワーグリッド株式会社）	
	(2) ガス（東京ガス株式会社）	
	(3) 電話（各電話会社）	
	(4) 上水道（川崎市上下水道局）	
	(5) 下水道（川崎市上下水道局）	

18 災害ボランティア	49
(1) 一般ボランティア	
(2) 専門ボランティア	
19 公共施設等	50
(1) 学校	
(2) わくわくプラザ	
(3) 市の管理施設	
(4) 大規模集客施設	

第4章 区民生活の安定

1 被災者への生活支援	52
(1) 相談窓口の開設	
(2) 弔慰金等の支給と資金の貸付・融資	
(3) り災証明	
(4) 市税・保険料等の減免措置等	
2 被災者の住宅確保	54

第5章 南海トラフ地震に係る対応

1 南海トラフ地震に係る対応について	55
2 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応措置	55
3 対応措置等	55
(1) 区がとるべき対応措置	
(2) 防災関係機関がとるべき措置	
(3) 区民等の対応	
(4) 事業者等の対応	
4 事前対策の推進	56

多摩区地域防災計画

第1章 総則

風水害、地震、大雪、降灰及び都市災害等が発生した場合、区民の生命、身体及び財産を保護することは、行政の重要な役割の一つです。また、行政が行う「公助」とともに区民一人ひとりが自らの身を守る「自助」という自覚を持って、平常時から災害に備えるとともに、災害時には、自発的に地域での災害応急活動へ参加するなど、**地域で互いを助け合う「共助」**に努めることがきわめて大切です。

1 基本方針

(1) 計画の目的

多摩区地域防災計画（以下「区地域防災計画」という。）は、区民にとって身近な災害予防、災害応急対策を総合的・計画的に実施することにより、区民の防災意識の向上を図り、「自助」「共助」の推進をもって地域防災力を強化することで、区民の安全・安心な地域生活環境の整備を図ることを目的とします。

なお、この計画は震災及び風水害対策を中心に作成しますが、他の災害等においてもこれを準用することにより対応するものとします。

(2) 計画の目標

区地域防災計画の策定に当たっては、計画の目的を達成するために必要となる災害時における区民及び区役所等の責務を明確にし、区の実情や地域特性を踏まえて作成し、区民にわかりやすく提示します。

(3) 川崎市地域防災計画との関係

区地域防災計画は、川崎市地域防災計画及び関係法令等との整合性・関連性を有するものとし、随時見直すものとします。

(4) 男女共同参画の視点への配慮

過去の災害発生時の経験から、被災時に増大する家事、育児、介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害、性暴力が生じるといったジェンダー課題が明らかになっています。

こうした被災・復興状況における諸課題を解決するため、区では、この計画のすべての事項を通じて、被災者の男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行うとともに、地域防災活動における女性の参画推進など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。

2 区の概要

(1) 自然的条件

多摩区は、市域の北西部に位置し、北側は多摩川を挟み東京都狛江市及び調布市に、西側は東京都稲城市に隣接し、面積は 20.39km²で川崎市全体の約 14%（川崎区、麻生区に次いで第 3 位）を占めています。

多摩区は昭和 47 年 4 月に政令指定都市に移行したのに伴い誕生し、昭和 57 年 7 月には区の北西部が麻生区として分区されました。

「多摩川梨」などに代表される果樹栽培も、近年は都市化が進み、耕地面積が減少していますが、多摩丘陵に位置する生田緑地などにはまとまった緑が残り、岡本太郎美術館や日本民家園、藤子・F・不二雄ミュージアムなどの文化施設が点在し、観光名所や市民の憩いの場となっています。

地形は、多摩川流域の平坦地と多摩丘陵の一角であるなだらかな丘陵地で形成され、その土地利用面積の構成は住宅系の割合が最も高く（約 42%）、また、全市平均と比較し、住宅系・農地・山林・商業系の土地利用の割合が高く、工業系の割合が特に低いという特徴があります。

（2）社会的条件

区内の交通網は、鉄道は J R 南武線、小田急小田原線、京王電鉄相模原線が走り、道路は主要地方道世田谷町田線と同川崎府中線を中心に整備されてきましたが、計画的な市街地整備が行われなかった地区では狭隘道路が見られます。

人口は 228,018 人と市内 7 区中 5 位であり、市全体（1,553,920 人）の約 15%を占めています。（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区民の平均年齢は 44.1 歳、65 歳以上の人口割合である高齢化率は 19.9%、また 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が 70%を占め若い世代の多い区となっています。（令和 6 年 10 月 1 日現在）

昼間人口は 175,337 人、昼夜の人口比率は、79.1%となっており、市内で 6 番目となっています。（令和 2 年国勢調査）

3 区の被害想定

（1）被害想定地震の経過及び設定

市が平成 25 年に最新の知見に基づき行った川崎市地震被害想定調査では、平成 22 年の調査よりも想定される震源域の位置が 2km 程深くなっているため、被害が軽減する傾向にあります。そのため、平成 22 年と平成 25 年の被害想定結果を比較して安全面を考慮し、被害が大きい結果を踏まえて区地域防災計画を策定しています。

（2）区の被害概要

区内において震度は 6 弱から 6 強と予想され、冬の夕刻 18 時を想定した場合の被害概要が算出されています。＜資料 1＞

なお、川崎市内の津波による浸水被害は川崎区が想定されています。

4 区民及び事業者の基本的責務

(1) 区民の基本的責務

自らの身の安全は自らが守ることが防災の基本であり、区民は地震及び地震防災並びに風水害等に関する知識の習得や自らの災害教訓の伝承に努め、相互に協力するとともに、市や区が実施する防災事業に積極的に協力し、防災体制の強化に寄与することが求められます。

平常時から建物の耐震性・耐火性及び家具、家電等の転倒・落下防止措置に配慮するとともに、家庭において3日間、推奨1週間分以上の飲料水・食料や災害用トイレ、非常用品等の備蓄を図るよう努める必要があります。

また、行政や地域が行う防災訓練に積極的に参加し、災害が発生した場合に、出火の防止や初期消火その他の必要な応急措置をとれるように備える必要があります。

(2) 事業者の基本的責務

事業者は防災について、常に配慮するとともに、市や区が実施する防災に関する事業に積極的に協力し、その社会的責任に基づき、自らの責任と負担において防災に必要な体制の確立に努めなければなりません。

そのため、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止、屋外広告物の落下防止に積極的に取り組み、従業員や来場者の安全確保を図るとともに、災害が発生した場合に応急措置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資器材を備蓄し、積極的に防災訓練を実施する必要があります。

また、災害時の駅周辺における滞留や混乱を防止するため、「むやみに移動を開始しない」を基本に、従業員等が一斉に帰宅することを抑制し、事業所内に留まることや、必要な備蓄に努めるとともに、地域と連携した帰宅困難者支援や、住民と協力した周辺地域における防災活動を行うことが求められます。

第2章 災害予防計画

1 防災組織体制

(1) 区本部

多摩区災害対策本部（以下「区本部」という。）は、川崎市内で大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に設置される川崎市災害対策本部（以下「市本部」という。）を構成する機関です。参集した関係職員により、区役所の総合的な災害応急対策を推進するために、平常時から次の組織体制に向けて、必要な準備を行います。＜資料2＞

【区本部の構成と職員編成（震災対策時）】

区本部長・・・・・・・・区長

区本部要員・・・・・・・・災害時の応急活動を行う上で必要な計画の策定・連絡・調整等を行う職員

区副本部長・・・・・・・・副区長
区本部員・・・・・・・・各部長及び区本部長が指名した職員
区調整員（区連絡員）市本部から緊急連絡を受けて、その分掌事務を遂行するための連絡・調整活動を行うための職員
区本部事務局員・・・・危機管理担当職員及び指定された職員

区業務継続要員・・・・区役所各職場において、業務継続計画（自然災害対策編）に基づく非常時優先業務の遂行を担う職員

*避難所運営要員・・各避難所において住民や教職員と共に避難所運営に当たる職員（風水害の場合は避難所運営支援要員となる）

*区初動対応支援職員・・夜間・休日に災害が発生した場合、30分以内に参集できる他局職員を初動対応支援職員と位置づけ、区本部が設置されるまでの間の初動体制の整備、情報収集及び伝達を行います。

（*・・・本庁職員）

(2) 防災関係機関

区役所は、区内における防災関係機関等との連携の強化を推進し、区内の災害予防及び災害応急対策に努めます。

ア 神奈川県警察 多摩警察署

イ 指定地方行政機関 川崎国道事務所、京浜河川事務所、横浜地方気象台など

ウ 自衛隊 陸上自衛隊第31普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方総監部

エ 指定公共機関 日本郵便(株)、東日本旅客鉄道(株)、東日本電信電話(株)神奈

- 川事業部、東京電力パワーグリッド(株)川崎支社、東京ガス(株)神奈川支社川崎支店、日本赤十字社神奈川県支部など
- オ 指定地方公共機関 小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)、小田急バス(株)、東急バス(株)、(一社)神奈川県トラック協会、(一社)神奈川県タクシー協会、(公社)神奈川県LPGガス協会など
- カ 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (一社)川崎建設業協会、神奈川建設重機協同組合、(公社)多摩区医師会、(公社)多摩区歯科医師会、(一社)多摩区薬剤師会、学校法人、社会福祉施設管理者など
- キ 住民組織 自主防災組織、町内会・自治会、管理組合など

(3) 自主防災組織

自主防災組織は、区民が自分たちの住むまちを自分たちで守るという信念と責任において結成され、日常から区民一人ひとりの防災意識の高揚と知識の向上を図り、地域の連携による迅速、的確な防災活動を行うことを目的に、地域の実情に合った活動を行っています。

なお、地域防災活動においては、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行う必要があることから、自主防災組織における女性の参加を推進しています。

多摩区においては主に各町内会・自治会、管理組合を単位とした自主防災組織が各種活動を行っています。＜資料3＞

(4) 多摩区防災連絡会議

区内の事業者、企業、学校、医療関係機関、地域団体、公共機関等で構成され、多摩区の防災体制についての情報交換を行い、災害時における区の総体的な対応力の向上を図ることを目的に設置しています。また、課題ごとに部会を開催し、個々の課題に対する具体的解決策を協議します。

ア 医療部会

災害時医療救護体制の構築と機能強化について検討・協議します。

イ 帰宅困難者部会

区内の駅を中心に帰宅困難者の滞在場所の確保、誘導、情報の提供等を迅速に行える体制づくりの構築を協議します。

(5) その他の組織

ア 企業

区内に事業所を置く企業は、地域において事業活動を行う地域社会の一員として、その社会的責任を果たすため、災害発生時には、その組織力や所有する敷地、資器材等をもって、住民とともに周辺地域における防災活動を行うことが求められます。

このため、日頃から、防災関係機関や地域住民と連携し、防災会議や防災訓練に参加するなど事業所及びその周辺地域の被害を軽減するための地域防災体制の確立を図ります。

イ 防災協力事業所

市では、平成22年2月から川崎市防災協力事業所登録制度を運用しています。事業所も地域の一員として、平常時から地域活動を通じて、地域との交流を深めるとともに、災害が発生した直後、できる範囲内で防災活動に協力し、被害の軽減や地域生活の早期復旧のため、貢献していただく制度です。＜資料4＞

ウ 大学等

区内に校舎等の施設を有する3大学等が、日頃から積極的に防災会議や防災訓練など地域における防災活動に参加し、災害時の対応力向上を図るよう、地域との連携を推進します。

2 地域防災拠点

(1) 地域防災拠点の整備

市立中学校を地域防災拠点として位置づけ、避難者の収容のほか、情報収集伝達機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能等を有する施設として整備をしています。

【区内地域防災拠点】

拠点施設名	所在地	拠点内避難所
稲田中学校	宿河原 4-1-1	稲田小・長尾小・宿河原小
枳形中学校	枳形 1-22-1	登戸小
中野島中学校	中野島 1-16-1	中野島小・下布田小・東菅小
生田中学校	三田 2-5420-2	生田小・三田小・東生田小
南生田中学校	南生田 3-4-1	南生田小
菅中学校	菅城下 28-1	菅小
南菅中学校	菅馬場 4-1-1	南菅小・西菅小

(2) ヘリサインの整備

ヘリコプターによる救援活動等を円滑に行うため、九都県市防災・危機管理対策委員会の申し合わせ事項に基づき、地域防災拠点である市立中学校の校舎屋上に学校名の略称を表示し、災害時に上空から視認できるように整備します。

(3) 応急医療機能の確保

災害時の被災状況に応じて、避難所巡回型救護所を設置する等、応急医療活動ができる体制を、川崎市医師会、川崎市病院協会などの医療関係団体等との連携のもとに整えます。

3 避難施設

(1) 広域避難場所

震災又はその二次災害等により、広域にわたって大きな被害が予測される場合、被害から逃れるための必要な面積を有する公園、緑地、グラウンド等を広域避難場所として指定しています。

広域避難場所は、地震等による家屋の倒壊及び火災の危険な状況が鎮静するまでの間避難する場所です。

【区内広域避難場所】

施設名	所在地
多摩川河川敷	多摩区内の多摩川河川敷
稲田公園	菅稲田堤 2-9-1
生田緑地	枅形 6・7 丁目
西菅公園	菅北浦 4-13
菅馬場公園	菅馬場 3-11

(2) 一時避難場所（いつときひなんばしょ）

地域住民等が震災等（建物の倒壊、火災の延焼拡大、危険物の流出・漏えい、津波など）から身の安全を図るため、一時的に避難する場所です。地域特性に応じて公園や空地、市民防災農地なども利用することができます。

市民防災農地とは、震災時に市民の一時避難場所又は仮設住宅建設用地・復旧用資材置き場として、農地をあらかじめ防災農地として登録し、市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てるものです。

(3) 避難所

ア 指定緊急避難場所

市は、災害対策基本法に基づき、住民等が切迫した災害の危険から一時的に逃れるため、災害の種類（洪水、崖崩れ・土石流及び地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、火山現象）ごとに定める場所や施設で、市内の市立小中学校等や、広域避難場所の中から指定します。

当区では、風水害時において、区内の 21 か所の市立小中学校を**指定緊急避難場所**としているほか、生田緑地東口ビジターセンターを緊急避難場所として、また、大規模な台風等により、多摩川に係る「洪水の避難指示」等発令の場合に限り、県立向の岡工業高等学校、県立多摩高等学校を緊急避難場所として開設します。また、必要に応じて、高齢者等避難の発令よりも前に、住民等が自ら危険性を判断して避難（自主避難）することを促すために、指定緊急避難場所等を緊急避難場所として開設する場合があります。

イ 指定避難所

市は、災害対策基本法に基づき、災害によって生活の場を失った被災者等の収容機能のほか、情報収集伝達機能、物資備蓄機能を有する施設として、市内の市立小中学校、高等学校等を指定します。＜資料５＞

（４）避難所補完施設

区は、住民が容易に避難できるよう地域の実情に応じて、公共施設、町内会館等の民間施設から指定緊急避難場所及び指定避難所を補完する施設の確保に努めます。あらかじめ指定された避難所だけでは避難者の収容が困難と認められた場合において、安全性を確認した上で施設管理者等の承諾を得て、避難所補完施設の利用を図ります。＜資料６＞

（５）避難施設の整備等

ア 耐震強化・補強工事

市立小中学校の耐震調査を行い、対策が必要な学校については、耐震補強工事の実施や体育館のガラスの飛散防止措置を行いました。

イ 防災行政無線、屋外受信機

避難所と区の情報伝達手段として 260MHz 帯デジタル移動系防災行政無線を整備しています。また、避難所に避難してきた近隣住民等に対する情報伝達手段として屋外受信機を整備し、災害時には、災害に関する情報、津波に関する情報、南海トラフ地震に関連する情報、被害状況、避難指示等に関する情報、ライフラインや交通機関に関する情報、人心の安定に関する情報等を伝達します。

ウ 総合防災情報システムの整備

市民からの通報、被害情報、本市の災害対応に係る活動内容や進捗、避難所の開設状況等の情報を同システムによって管理します。

エ 物資の備蓄

一時的余裕教室等又は校地を利用して、備蓄倉庫を整備又は設置し、食料・飲料水、生活必需品、資器材、災害用トイレ等を備蓄します。

また、緊急避難場所又は避難所における感染症の感染拡大防止のため、マスク、消毒液、パーティション等の必要な物資を備蓄します。

オ 特設公衆電話の整備

避難所において、避難者が無料で使用でき、通信規制時においても繋がりやすい災害時優先電話である特設公衆電話を、避難所開設に合わせ迅速に利用が可能となるよう、事前に電話回線と必要な機器を整備しています。

カ 施設の整備

緊急避難場所又は避難所に指定された公共施設については、高齢者や障害者等の避難を考慮し、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めます。その他、避難者が安心して避難できるよう、必要な資機材等の確保に努めます。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、非常用発電設備等の整備に努めます。

(6) 避難所運営会議

避難所ごとに区民と区が連携して、避難所の管理運営を行う必要があるため、自主防災組織を中心に施設管理者、PTA、地元ボランティア等で避難所運営会議を構成します。避難所の業務について、それぞれの役割の確認を行い、その避難所の特性に合わせた避難所運営マニュアルを作成し、的確な管理運営を図ります。

なお、被災時には、男女のニーズの違いなどにより、男女双方の視点からの配慮が必要となることから、避難所運営会議への女性委員の積極的な参画を推進します。

(7) 避難路の確認

区は、「川崎市防災マップ」や「備える。かわさき」等を各家庭に配布することにより、避難所等を区民へ周知し、区民が速やかに、また安全に避難所等に行くことができるように、日頃から避難路を確認できるように啓発します。

(8) 在宅での避難の考え方の啓発等

自宅が倒壊や火災、浸水等のおそれがなく、安全に利用できる場合には、在宅での避難も有効であることから、市は、在宅での避難に必要な知識（地震火災を抑制する感震ブレーカーや家具転倒防止金具等の設置、避難生活のための備蓄（循環型の備蓄や携帯トイレ）の重要性や避難所の役割等）の普及啓発などの必要な対策を進める。

4 物資・資器材等の備蓄及び協定

市は、災害応急対策活動に必要な食料・飲料水、生活必需品、資器材、災害用トイレ、被災者の災害救助のための医薬品等の備蓄を行います。

また、企業等との協定の締結による流通在庫備蓄の活用や、こうした物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を円滑に届けられるよう、物資の受援体制の構築に努めます。

(1) 食料・飲料水及び生活必需品の備蓄

市が行う公的備蓄の計画数量は、平成 22 年と平成 25 年の川崎市地震被害想定調査報告書における川崎市直下の地震による想定避難者数を基に「川崎市備蓄計画」に定めています。災害時の食料・飲料水及び生活必需品は、「自助」「共助」の考え方に基づいて確保されることを基本とし、その上で家屋の倒壊及び焼失などの原因により避難所で生活せざるを得ず、かつ物資の確保が困難な者を対象として備蓄するものとしています。

公的備蓄の品目については、緊急性があり、かつ災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの間、避難者に必要不可欠な食料・飲料水、生活必需品とし、アルファ化米（おかゆを含む。）、簡易食料、粉ミルク、飲料水、毛布、紙オム

ツ、生理用品等を中心に計画的に備蓄するものとしています。

(2) 資器材の備蓄

市は、救出救助活動に必要なシャベル、手斧、発電機、投光機、つるはし等の備蓄を推進するとともに、定期的に資器材の点検を行い、常に良好な状態を保つように努めます。

なお、地域の住民が災害時にガソリンスタンドの工具類を利用できる援助協定を神奈川県石油業協同組合と締結し、円滑に救出救助活動が実施できるよう体制を整備します。

5 緊急輸送体制

(1) 緊急交通路

県公安委員会は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、都市間を結ぶ国道、主要な県道等から緊急交通路指定想定路線を選定しています。震災発生時には、被災状況を勘案し、県及び各道路管理者と協議の上、その中から緊急交通路を指定し、必要な区間について交通規制を実施し、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止又は制限されます。区内で選定されている路線と区間は次のとおりです。

路線名	区間
東名高速道路	東京都境から横浜市境までの間
国道 409 号線（県道 9 号川崎府中線含む） 県道 3 号線 世田谷町田	大師河原交差点から東京都境までの間 東京都境から上麻生交差点までの間

緊急交通路は、救出・救助活動が一段落した後は「緊急輸送道路」に移行します。

(2) 緊急輸送道路

市は、発災時の避難路や物資を輸送するために利用する緊急輸送道路の確保に向けて、沿道の耐震化の推進や踏切の開閉に関する鉄道事業者との調整を行います。

ア 第 1 次路線

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び臨港地区の耐震強化岸壁等に連絡する路線で緊急輸送道路の骨格をなす路線で、区内の該当路線と区間は次のとおりです。

路線名	区間
県道 3 号 世田谷町田	狛江市境～町田市境
県道 9 号 川崎府中	国道 15 号交点～稲城市境
県道 13 号 横浜生田	県道川崎府中交点～市道尻手黒川線交点

イ 第 2 次路線

第 1 次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等を連絡する路線で、区内の該当路線と区間は次のとおりです。

路線名	区間
市道 幸多摩線	国道 409 号交点～県道世田谷町田交点
市道 多摩第 3 号線	県道世田谷町田交点～稲城市境
市道 中野島生田線	市道多摩 3 号線交点～県道川崎府中交点
市道 子母口宿河原線	県道鶴見溝ノ口線交点～市道幸多摩線交点
市道 向ヶ丘遊園駅菅生線	横浜市境（青葉区）～県道川崎府中交点

（３）緊急通行車両

区で実施する災害応急対策等に使用する予定の車両については、県公安委員会に緊急通行車両の確認の申出を行い、確認標章及び確認証明書の交付を受けています。当該車両を災害応急対策等に使用する際は、交付を受けた確認標章を車両前面の見やすい箇所に掲示します。

６ 災害に強い地域づくり

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の高揚と、地域住民の自主的かつ効果的な防災活動、さらに行政との連携を併せて行うことが必要であることから、個人（企業市民を含む。）・地域・行政が協働して、自助・共助・公助の理念に基づいた防災体制を推進し、地域における防災力の向上を図るものとします。

（１）基本理念

災害発生前及び災害時における、個人、地域及び行政の基本理念はおおむね次のとおりです。

区分	基本理念
自助 (個人)	「自らの生命は自ら守る」という考えに基づき、市民一人ひとり、企業それぞれが、自分自身の生命、身体及び財産を守る。
共助 (地域)	「地域のことは地域で守る」という考えに基づき、地域内及び地域同士で連携して地域の安全を守る。
公助 (行政)	「総合的な防災対策の推進」という考えに基づき、行政・防災関係機関は個人、地域と連携した防災対策を実施し、市域を守る。

（２）防災知識の普及と意識の高揚

区は、防災関連行事等あらゆる機会を活用し、区民等に対し、防災知識の普及啓発に努め、防災意識の高揚を図ります。

また、取組に当たっては、平時と有事（災害時）の区別をなくし、「ふだん使っているものが災害時にも活用できる」、「本来持つ機能が災害時に別の用途・機能で活用できる」という考え（フェーズフリー）に留意します。

ア 啓発の方法

（ア）市政だより、防災啓発冊子、パンフレット等による広報・啓発

- (イ) ハザードマップ等の作成及び頒布
- (ウ) 防災講演会、ぼうさい出前講座等による啓発
- (エ) 各種イベント、区役所防災コーナーでの啓発
- (オ) 川崎市ホームページ(防災ポータルサイト等)での啓発
- (カ) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアでの啓発
- (キ) 防災訓練や災害図上訓練の実施
- (ク) 防災関係図書等の貸出(ぼうさいライブラリー)

イ 啓発内容

- (ア) 災害に関する基礎知識
- (イ) 災害発生時にとるべき行動
- (ウ) 災害に対する日常の備えと心構え(家庭内での安全対策、3日分(安心のため7日分以上の準備)の食料・飲料水・携帯トイレ等の備蓄、非常持出品の用意、災害時の家族の連絡方法等)
- (エ) 気象予報等発表時にとるべき行動
- (オ) 企業の防災対策
- (カ) 企業と地域住民との連携
- (キ) 避難所等の周知
- (ク) 各種ハザードマップによる危険区域等の周知
- (ケ) 区役所及び防災関係機関等の防災対策
- (コ) 自主防災組織、避難所運営会議、防災ネットワークについて
- (サ) 災害に対する情報入手方法
- (シ) 東日本大震災等の過去の災害からの教訓や事例など
- (ス) その他必要な事項

(3) 自主防災組織の育成・強化

災害時の被害を最小限に食いとどめるためには、各家庭での日頃からの災害に対する備えに加え、地域ぐるみの防災活動が重要です。そのため、地域住民の連帯に基づき結成された自主防災組織は地域防災力の向上に努め、区役所は、自主防災組織が迅速かつ的確な防災活動を行えるよう、育成・指導に努め、自主防災組織を中心とした地域のコミュニティづくりを推進します。

なお、地域防災活動においては、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行う必要があることから、自主防災組織における女性の参画を推進します。

ア 自主防災組織の活動

- (ア) 自主防災組織の基本的活動
 - a 平常時
 - (a) 地域住民への防災知識・技能の普及
 - (b) 地域実態の把握

- (c) 防災訓練の実施
- (d) 防災用資器材等の整備・点検
- (e) 協働による自主防災組織の活性化

b 災害時

- (a) 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達
- (b) 避難誘導活動
- (c) 救出・救護活動
- (d) 初期消火活動
- (e) 避難所運営

(イ) 他の防災関係機関との連携

イ 自主防災組織の充実・強化と活動支援

区は、災害に強い地域づくりを目指すため、自主防災組織が実施する防災訓練等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次のような支援を行うとともに、防災推進養成研修を開催して、地域防災のリーダー的人材を養成し、地域の災害対応力の向上を図っています。

(ア) 区自主防災組織連絡協議会の支援

自主防災組織相互の連携を深め、地域における自主防災体制を充実・強化するとともに、区との連携を密にし、地域防災力の向上を図るために、自主防災組織連絡協議会を支援し、自主防災組織の活性化を図ります。

(イ) リーダー養成研修の実施

自主防災活動を円滑に行うためには、その中核となるべきリーダーの役割が極めて、重要であることから、市は区と連携して、リーダーを対象にした研修会を開催し、自主防災組織の充実・強化を図ります。

(ウ) 防災資器材の備蓄場所の確保

防災資器材の備蓄場所を確保できない自主防災組織に対して、可能な限り備蓄場所の確保に協力します。

(エ) 防災資器材購入に対する補助

災害時の防災活動を行う上で必要な、防災資器材の購入に対して補助金を交付し、地域の防災体制の充実を図ります。

(オ) 地域防災活動への助成

自主防災組織の日常的な活動（防災訓練、広報、研修）を活性化するために活動助成金を交付し、地域防災体制の充実を図ります。

(4) 自主防災組織以外の団体への活動支援

市内で活躍する自主防災組織以外の団体が、自助・共助の基本理念に基づき、地域防災力の向上に資することを目的として行う防災活動を支援するため、市の施策や、公益社団法人等で行われる補助制度などの活用について周知します。

(5) 防災ネットワークづくり

区は、地域防災拠点を中心とした、地域に密着した防災体制づくりを推進するため、避難所ごとに自主防災組織と地域住民等による地域住民のネットワークづくりを推進します。

防災ネットワークづくりのため、避難所ごとの避難所運営会議の設置を推進するとともに、地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者で構成する防災ネットワーク連絡会議の設置を推進します。

ア 防災ネットワーク一覧<資料7>

イ 防災ネットワーク連絡会議の活動内容

防災ネットワーク連絡会議は、平常時から各避難所運営会議の活動についての協議・情報交換などを行い、災害時には各避難所運営についての協議・情報交換及び避難所間の調整などを行います。

(6) 防災訓練の実施

市民、企業、市及び防災関係機関等は、災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、それぞれの協力体制の確立に重点を置いた防災訓練又は講習会などを実施又はこれらに参加し、防災意識の普及・啓発と災害に対する行動力を醸成するものとしします。

ア 総合防災訓練（九都県市、相互援助協定市、防災関係機関及び地域住民等）

9月1日の「防災の日」を含む「防災週間」（8月30日～9月5日）を考慮した適切な日に市内全域を対象として、九都県市、相互援助協定市、防災関係機関及び地域住民等と一体となって、震災対策を中心とした総合的な防災訓練を実施します。（開催は、7区で順番に行います。）

イ 区総合防災訓練

多様な主体の連携による、区民に対する自助の普及・啓発・促進、共助の啓発・強化、自助・共助と公助の連携強化を目的に、原則、年に複数回実施します。

ウ 行政、防災関係機関、自主防災組織等の訓練

（ア）区の訓練

区本部設置訓練、情報受伝達訓練、参集訓練、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練等を実施します。

なお、当区は、おおよそ府中街道を境に浸水想定区域と土砂災害警戒区域に大きく分かれるという特徴を持ち、市南部の地域に比べ多くの緊急避難場所を開設・運営する必要があります。このため、緊急避難場所となる施設管理者との日頃からの顔合わせ・打合せ、備蓄倉庫内の物資確認、総合防災情報システムの稼働確認等を行う実地研修を含む「風水害時の緊急避難場所開設・運営研修」を出水期に向けて実施し、災害に備えています。

（イ）防災関係機関の訓練

災害発生時に所管業務が迅速かつ的確に実施できるように各種防災計画・マニュアル等に基づいた訓練を実施します。

(ウ) 自主防災組織の訓練

「自らの生命は自ら守る。地域のことは地域で守る。」という防災の基本に即した訓練を実施します。また、実施に際しては、高齢者、障害者、外国人等のいわゆる災害時要援護者の保護に配慮した訓練とします。

(エ) 事業所等の訓練

災害発生時に顧客、従業員等の安全確保及び設備等の防護措置に重点を置いた訓練を、各種防災計画・マニュアル等に基づき実施します。

(オ) 水防訓練

区、消防署では、多摩川を被害発生箇所と想定した水防訓練を実施します。

エ 訓練の検証

市、区及び防災関係機関等は、各種訓練の実施結果を踏まえて、地域防災計画や各機関等で作成する防災計画及び各種マニュアル等を検証するとともに、必要に応じて体制等を改善し、防災対応力の向上を図ります。

(7) 家庭における防災対策

ア 家庭内備蓄等

大地震等の災害が発生した場合、家屋の倒壊、焼失により、その時点から区民は生活に支障をきたすことが考えられます。食料等は地域防災拠点などにも備蓄されていますが、それらには限りがあり、さらに、救援物が被災者に配布されるのにも数日かかることが予想されます。そのため、区民は、災害時に備えて、家庭内備蓄や非常持出品の準備に努めなければなりません。

(ア) 最低3日分の備蓄品（安心のため7日以上準備）

飲料水（1人1日当たり3ℓ）、保存食品（パックの御飯、乾麺、カップラーメン、缶詰等）、携帯トイレ（1人1日当たり5回分）、乳幼児の粉ミルク・離乳食、その他個人が必要とするもの等

※ 家屋が倒壊しても、取り出し易いところに分散して保管することも検討してください。

(イ) 非常持出品

ラジオ、懐中電灯、貴重品、医薬品、雨具、防寒具等家族の構成を考えて、必要に応じたものを用意してください。

イ 家屋の安全対策

(ア) 家具の転倒及び落下物の防止対策

日頃から家具類の配置や転倒防止措置によって、家の中に安全な空間を確保しておき、落ちると危険な物は家具の上など高い所には置かないようにしてください。

(イ) 家屋周辺（ブロック塀、排水溝）の対策

ブロック塀は、ひび割れ等の点検を行い、危険な箇所の修理・補強に努めてください。また、集中豪雨時に排水が速やかに行われるよう自宅周辺の側溝に泥やごみが詰まっていないか日頃から点検と清掃に努めてください。

(8) 高層集合住宅の防災対策

高層集合住宅は、一般的には耐火性や耐震性に優れ、大地震においても比較的安全と考えられますが、地震等によりエレベーターや電気、ガス、上下水道などのライフラインが停止すると、高層階の居住者の上下移動が困難となり、自立生活に大きな支障をきたすことが明らかになっています。また、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、長時間揺れるなどの特有な被害が懸念されています。

また、大地震等が発生した際に、高層集合住宅の倒壊や火災、浸水等のおそれがなく、安全に利用できる場合には、在宅での避難も有効であることから、市は、在宅での避難に必要な知識の普及啓発などの対策に努めます。

ア 震災対策用施設の整備と管理

ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるように次の施設の整備と適正な管理に努めてください。

(ア) 防災備蓄スペース

必要な備蓄品を共同で備蓄するためのスペースとして使用します。

(イ) 防災対応トイレ

常用の電源が復旧するまでの間、居住者が共同で使用します。

イ 安全対策

居住者は、管理組合等とともに防災対策として整備された施設を適正に管理することにより、安心して暮らすことができる住環境の形成に資するように努めてください。また、自主防災組織の結成のほか、日頃から、食料・飲料水・携帯トイレ等の備蓄や家具の転倒防止等を行い、在宅での避難に備えるよう努めてください。

在宅での避難ができない状況に備え、避難所運営会議等の地域の防災活動を連携・協力して行ってください。

(9) 企業の防災対策

企業は、災害時の事業継続性の確保に努めるにとどまらず、地域においては事業活動を行う地域社会の一員として、その社会的責任を果たすため、災害発生時には、その組織力や所有する敷地、資器材をもって、住民とともに周辺地域における防災活動を行うことが求められます。

このため、日頃からの防災関係機関や地域住民、他の事業所自衛消防組織等と連携するなど、事業所及びその周辺地域の被害を軽減するための地域防災体制づくりや災害からの早期復旧などの地域社会の貢献に努めてください。

ア 企業の防災対策

事業所における被害を軽減するため、施設・設備の災害対策の実施、従業員への防災教育・訓練の実施、防災対応、事業継続計画の策定等を推進し、防災力の向上に努めます。

なお、従業員が安心して防災対応、業務の継続ができるよう家族との安否確認体制の整備、最低3日間、推奨1週間分以上の備蓄等についても推進します。

さらに、発災後には「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則のもとに、一定期間従業員を収容できる体制を整備します。

イ 地域住民等との連携

企業は、地域社会の一員として、地域住民、区役所、他事業所自衛消防組織等と協力し、災害発生時に、次の事項について相互連携した災害応急活動が円滑に実施できるよう、日頃から訓練を実施するなど協調体制づくりを進めてください。

- (ア) 救出救護活動、応急手当等に関する事。
- (イ) 被害情報の収集、伝達に関する事。
- (ウ) 救出救護資器材、備蓄物資の提供に関する事
- (エ) 被災者の避難収容に関する事

7 災害に強い街づくり

(1) 建築物の耐震化の促進

ア 一般建築物（木造住宅・分譲マンション）

木造住宅及び特定建築物（多数の者が利用する建築物、危険物の貯蔵・処理を行う建築物、地震によって倒壊した場合、道路をふさぐおそれのある建築物）や分譲マンションの耐震性を高める制度を周知し、市民の生命、身体及び財産の保護を図ります。

- (ア) 川崎市木造住宅耐震診断士派遣制度（まちづくり局）
- (イ) 川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付制度（まちづくり局）
- (ウ) 川崎市マンション耐震診断事業費用助成制度（まちづくり局）
- (エ) 川崎市マンション耐震改修工事等事業助成制度（まちづくり局）
- (オ) 川崎市特定建築物耐震改修等事業助成制度（まちづくり局）
- (カ) 川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度（まちづくり局）

イ 公共建築物

区総合庁舎をはじめとする公共建築物は、災害時において情報収集伝達、応急救護活動、医療救護、避難収容等の拠点施設となることから耐震、不燃化等の総合的な安全対策を図ります。

また、「町内会館・自治会館」についても、改築や耐震改修補助などの支援により、計画的に耐震性を確保し、拠点の機能確保や市民の安全確保を図ります。

(2) 転倒・落下物防止等

市は、地震動による建築物の窓ガラス、外壁、広告物等破損落下及びブロック塀、組積造の塀等の倒壊は、多くの人命を奪うだけでなく、避難・消防・救援活動に大きな障害となるため、危険なものに対して改善指導を行うなど耐震性を向上させる対策を推進します。

(3) 河川災害の防止等

市内を流れる河川は、地盤の高さが河川水位より低いところはほとんどありませんが、地震による護岸の沈下や、土砂等によりせき止められた河川の溢水等による二次災害の発生防止に重点を置き、関係局等と連携し安全対策の推進を図ります。

(4) 土砂災害の防止等

市域において、急傾斜地の多い市北西部を中心に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）」及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）」に基づき、県知事は市長の意見を聴いて、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、市とともに土砂災害の防止に努めています。

区内では、168 か所の区域が土砂災害警戒区域、18 か所（令和 5 年 4 月現在）の区域が急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。なお、今後の開発状況等により、随時、指定箇所数は増減します。＜資料 8＞＜資料 9＞

ア 崖崩れ防止対策

市は、崖崩れ災害を防止するため、関係法令に基づく、急傾斜地崩壊危険区域の新規指定又は区域拡大がされるよう、県と共同で、事業を推進するほか、指定区域内については、梅雨期前に県及び関係機関と合同でパトロールを実施し、崖の所有者に対して、崖崩れを誘発するような行為（水の放流、切土、盛土、立木の伐採など）の防止について周知、啓発を行います。

また市は、市民から崖地に関する相談等があった場合には現場調査を実施し、その結果、災害のおそれのある崖については、所有者等に対して、改善工事の指導を行うとともに、必要に応じて勧告や改善命令を行い、崖地の安全対策を推進します。

イ 宅地災害の防止

老朽化した擁壁等の改修工事の促進を図るために宅地災害の防止又は復旧工事等に対し工事費の一部を助成する「川崎市宅地防災工事助成金制度」の活用や、住宅金融支援機構で行っている「宅地防災工事資金融資制度」の活用を推進します。

さらに、梅雨時期前に広報等を活用し、宅地防災の啓発活動を行うとともに、台風等の大雨時には市内崖地等の巡回を行い、宅地の情報把握に努めます。

ウ 相談体制の構築

市は、崖に関する相談に対応できる窓口を確保するとともに、出張相談会の実施や必要に応じた専門家の現地派遣等を行うなど、崖地や擁壁の安全性に関する支援体制を構築します。

エ 道路崖防災工事

市が管理する道路に接している法面については、災害時の道路機能確保と交通安全の確保を図るため、計画的な道路防災事業の整備を推進します。

(5) 地盤の液状化の危険性の周知

地震時に砂地盤が液状化し、構造物に被害を及ぼすことは、昭和 39 年の新潟地震を契機に注目されるようになりました、また、阪神・淡路大震災や東日本大地震でも埋立地においてかなりの範囲で液状化に伴う噴砂現象が発生し、地下埋設物等の被害が報告されています。

本市の地震被害想定調査報告書にも、臨海部から幸区、中原区にかけて液状化が発生する可能性が極めて高く、高津区においても液状化危険度の高い地域がややまとまって分布すると指摘されています。本市では、この被害想定調査のデータや神奈川県アボイドマップ等を公表するなど、液状化の危険性を周知していきます。

(6) 空家対策

適切な管理のなされていない空家等については、災害時に倒壊や外壁、屋根、樹木、廃棄物等の飛散等により、二次災害が発生させるおそれがあります。市・区は、平時から災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努め、所有者等への意識啓発を促し、地域住民からの相談や空家情報に対しては、区や関係部署の窓口等で対応しています。

(7) 上下水道施設の安全対策

ア 上水道施設の安全対策

水道事業は、市民生活に欠くことのできない重要な社会公共事業です。市における水道施設は、地震によって、壊滅的な打撃を受けるとは考えられませんが、水道施設の安全性強化のための具体策を検討し、施設の破損により給水に重大な影響を与えるもの、二次災害のおそれのあるもの等を重点に施設の改良・整備を行い、被害を最小限にとどめるための諸施策を実施します。

(ア) 取水・導水・上水施設の耐震化と電源の確保

(イ) 送・排水施設の耐震化と電源の確保

(ウ) 応急給水・応急復旧体制の確立

イ 下水道施設の安全対策

下水道は、都市における雨水及び汚水を排除するための施設であり、快適な都市環境を作り出すために欠かせない都市施設ですが、その大部分が地下に築造されるため、地震による被害が発生すると、その復旧に時間を要します。

また、下水道施設は、都市の基幹的施設であり、震災によりその機能が麻痺し

た場合、市民生活や水環境に与える影響は大きく、二次災害が発生するおそれもあるため、過去の震災の教訓を生かした予防対策を推進します。

(ア) 下水管きよの耐震性の向上等

(イ) ポンプ場・水処理センター等の耐震・耐津波対策と液状化防止対策の実施

(ウ) 応急復旧体制の確立

なお、短時間の集中豪雨等による内水氾濫時の避難等に活用されることを目的とし、想定し得る最大規模の降雨において想定される浸水区域や浸水の深さなどの浸水情報と、浸水時の避難方法等に係る情報を市民に分かりやすく提供するため、内水ハザードマップを作成しています。

(8) 災害時における生活用水用井戸等

市は、災害時における地域住民への安全で衛生的な生活用水の供給源として、井戸及び受水槽の所有者に生活用水の供給に関して承諾を得るとともに、その施設を市民に公表します。また、水質検査を3年以内ごとに1回継続的に実施します。

(9) 道路・橋りょう施設の安全対策

ア 道路の安全性の向上

道路は、発災後の初動・応急活動期における避難路、救助・救急及び消火活動等の緊急活動を実施する道路、緊急物資等の輸送路、さらには火災の延焼防止機能を併せ持つなど、防災上の役割が極めて重要であることから、着実な道路整備に努めるとともに、電線類の地中化を進めることにより防災機能の強化を図り、優先的に緊急活動道路の安全対策を図ります。

イ 橋りょうの安全対策

緊急輸送道路に架かる橋りょうや、落橋により二次災害のおそれのある跨線橋など、優先度の高い橋りょうの耐震対策を実施します。また、横断歩道橋については、耐震性の高い構造物であるが、倒壊・落橋した場合は道路を閉鎖し避難・消火・救援等が著しく阻害されるため、さらに引き続き安全性の向上を図るための点検。整備を推進します。

(10) オープンスペースの確保

ア 公園緑地の確保

公園緑地は震災時に避難場所、避難路、市街地の延焼防止、道路等の復旧に供するオープンスペースとしての機能を有しているため、その確保等に努めるとともに、大規模な公園緑地については、再整備等にあたって防災機能の向上に努めます。

イ 市民防災農地の確保

市民防災農地とは、災害時の市民の一時避難場所又は仮設住宅建設用地・復旧用資材置場等として農地をあらかじめ登録し、市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てるものです。毎年、JAの協力を得て追加登録を行っており、登録した

農地については、防災農地のシール又は標識柱で表示することにより市民に周知します。

ウ 企業との連携による一時避難場所等の確保

企業等が所有・管理するグラウンドや駐車場については、災害時の市民の一時避難場所等としての機能が期待できるため、協定による場所の確保に努めます。

エ 緑化の推進

街路樹などの樹木は家屋の倒壊を防止したり、火災の延焼を防止するなど、優れた防災機能を有しています。そこで、街路樹・グリーンベルトの植栽、学校・庁舎などの公共公益施設の緑化を推進するとともに、工場緑化、生垣緑化、駐車場緑化などの民有地の緑化を促進します。特に避難地や避難路では耐火性に優れた樹木を植栽し、防災に資する緑のネットワークの形成に努めます。

(11) 火山災害対策

神奈川県地域防災計画において、県下に被害をもたらすおそれのある火山として、富士山、箱根山がありますが、本市においては、火山からの距離が離れており溶岩流や火砕流等の影響はないと想定されています。ただし、「富士山ハザードマップ検討委員会」が作成した富士山降灰可能性マップによると、市内全域にわたり2～10 cm程度の火山灰の堆積が予測されています。

ア 情報収集等

気象庁から発表される火山概況（月間等）を通じ、富士山や箱根山の噴火警戒レベル等の火山活動状況について情報収集を行い、気象庁「火山監視・警報センター」から噴火警報、降灰予報等が発表され、市内に降灰等が予想される場合には、速やかに情報伝達が行える体制を整備します。

イ 降灰対策の推進

火山灰の徐灰の方法や資機材の確保・調達方法及び火山灰の仮置き場の検討と降灰による道路の通行不能や、停電などが派生した場合も想定した対策の検討を進めます。

ウ 他自治体との連携

富士山等が噴火した場合、本市のみならず広範囲にわたり経済活動、市民生活等に影響を及ぼす可能性があるため、国、県、近隣自治体とも連携して、火山灰対策や相互の連携強化に向けた検討等を勧めます。また、可能な範囲で周辺の自治体に対する応援派遣、避難者の受け入れなど早期の体制を整えます。

8 災害時要配慮者の支援

災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、その他の防災施策及び災害時に配慮を要する人々をいいます。このうち、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な

場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人々を災害時要援護者といいます。

区は、要配慮者に対し、情報伝達、避難体制及び行政機関・社会福祉機関・自主防災組織・消防団・町内会・自治会・地域住民及び企業等との協力・連携による支援体制の整備を推進します。

(1) 社会福祉施設等における地域との連携強化

社会福祉施設等の入所・通所者には、自力で避難することが困難で、介助の必要な者も多いことから、迅速かつ安全に避難するためには地域住民等の協力が不可欠です。このため、近隣の町内会・自治会、自主防災組織等と平常時から連携・協力関係を築き、地域の協力による防災体制を推進します。

(2) 地域と連携した共助体制の確保

災害発生時に要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動を取れるようにするため、日頃から行政、自主防災組織、地域住民等が連携して支援体制を構築することが必要であり、積極的に協力関係を築くとともに、啓発・訓練を実施するなど、要配慮者に配慮した次のような防災対策を推進します。

ア 自主防災組織及び地域住民に対する啓発

イ 要配慮者に配慮した備蓄等の実施

ウ 防災訓練への参加

エ 家庭や地域での防災対策の推進

(3) 迅速な支援体制の整備

ア 災害時要援護者避難支援制度

地域の共助による災害時要援護者の避難支援体制づくりを推進するため、市は、在宅で生活する要配慮者のうち、支援希望の申込みによって避難支援制度登録者名簿を作成し、この名簿情報を平常時から支援組織である町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等の地域の支援組織に配布します。

支援組織及び支援者は、配布された避難支援制度登録者名簿に関する情報の適正な管理に細心の注意を払いながら、平常時から災害時要援護者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難支援者の確保や避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難支援が行えるように努めます。

また、災害時には支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとします。

イ 災害時要援護者情報の活用

区は、災害時要援護者のうち、避難支援制度未登録者を含め、必要な情報を把握するとともに、定期的にこれらに該当する者の名簿を更新します。また、災害時には、必要に応じて各避難所等に提供を行います。

(4) その他の災害時要配慮者対策

市は、災害時には、難病患者・人工透析患者の医療の確保等の支援や、必要に応じて妊産婦・新生児等の保健指導・栄養指導を行います。また、外国人に対しては、平時から防災知識の普及啓発活動とともに災害時における支援体制の整備を図ります。

(5) 避難所等の対策

要配慮者を考慮した避難施設の確保を行い、要配慮者が安全に避難できるよう、運営管理に関するシステムの利用を促進します。

ア 避難所における要配慮者受入体制の整備

指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された公共施設にあつては、要配慮者が不安なく安全に避難できるよう、マニュアル等を整備し、適切に運営を行います。

イ 要配慮者等の避難施設の整備

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等で通常の避難所と別の空間の確保が必要な者、介助を必要とする者が、より適切な環境のもとで避難生活を送るため、社会福祉施設等の確保に努めるとともに、ホテルなどの活用について検討を進めます。

(6) 個別避難計画

市は、福祉事業所、地域の団体等と連携し、災害時要援護者等のうち、心身の状況等に応じて避難にあたって優先度の高い者から、順次、個別避難計画を作成し、災害時における災害時要援護者等の安全の確保に向けた取組を推進します。

9 混乱防止及び帰宅困難者対策

大地震発生直後には、鉄道、バス等の交通機関の運行停止などにより、通勤・通学者、買い物客、ビジネス客、観光客等の滞留者や帰宅困難者が大量に発生し、大きな混乱が予想されます。また、膨大な数の帰宅困難者の発生が想定される期間（災害発生直後から数日間）は、人命救助が最優先となり、行政による支援は、「救命救助」「消火活動」「避難誘導」等の応急活動を迅速・円滑に行う必要があるため、帰宅困難者対策は、まずは「自助」「共助」が基本となります。市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図るとともに、関係機関と連携・協力を行い混乱防止及び帰宅困難者対策を実施します。

(1) 帰宅困難者滞在施設の確保

市は、平素から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図るとともに、徒歩帰宅者支援拠点（災害時帰宅支援ステーション）の確保及び周知に努めます。また、帰宅困難者一時滞在施設の確保等においては、公的・民間施設の協力を得て平常時からの指定作業に努め、帰宅困難者一時滞在施設利用者用の飲料水や防寒シート、簡易トイレ及び食料を備蓄するとともに、駅周辺についても、歩

行者の通路を確保した上で、必要に応じて一時滞在場所として活用する等帰宅困難者対策を推進します。

【区内の帰宅困難者滞在施設一覧】（令和 7 年 3 月現在）

施設名称	最寄駅	所在地
多摩市民館	登戸駅	登戸 1775- 1
星の子愛児園	稲田堤駅	菅稲田堤 1-17-25
柏屋	登戸駅	登戸 3506
Anker フロントウン生田	中野島駅	生田 1-1-1

（２）情報収集伝達体制の整備

市は、主要駅及び帰宅困難者一時滞在施設と連携し、鉄道運行や道路交通情報、駅前の滞留状況、帰宅困難者一時滞在施設の開設状況、市内の災害情報等の各種の災害情報の活計機関相互の情報連携体制を整備します。

（３）区主要駅等周辺における対策

区内所在の交通事業者、警察、消防、地域団体、公共機関等で構成されている多摩区防災連絡会議の帰宅困難者部会において、災害時における駅前滞留者による混乱の抑制策や帰宅困難者への支援及び安全確保に向けた対策を図ります。

（４）広域的対策の推進

帰宅困難者支援については、行政区域を超えた支援対策となるため、市は、九都県市と連携した広域的な支援体制を整備します。

第3章 災害応急対策計画

1 区本部

(1) 区本部の設置

大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市本部の設置に伴い区本部を設置します。区本部は区本部長（区長）が指揮監督します。ただし、区本部長が不在のときは、区副本部長（副区長）がその職務を代理します。

なお、区本部に区本部事務局長を置き、事務局長は副区長をもって充てます。

(2) 区本部の運営及び所掌事務

区本部長は、被災地での災害対策を実施するため、区本部会議を開催し、市本部の決定事項に基づき、関係機関と連携を取りながら、応急対策について審議決定し、応急活動を実施します。

区本部の組織体制は、次のとおりです。

班名 (☆班長★副班長)	事務分掌
区本部事務局 (☆危機管理担当課長)	1 区本部の設置、区本部会議の開催に関すること。 2 市本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 3 応急復旧計画に関する立案及び実施に関すること。 4 高齢者等避難、避難指示及び緊急避難確保、警戒区域等に関すること。 5 区職員の動員の調整に関すること。 6 その他特命事項に関すること。
庶務班 (☆総務課長)	1 区本部の設置及び区本部会議開催に向けた設営に関すること。 2 参集動員及び職員の安否（被災含む）の確認に関すること。 3 区職員の厚生に関すること。 4 応援職員の受入れや配備に関すること。 5 庁舎及び所管施設、所管車両の管理保全に関すること。 6 緊急通行車両の手続きに関すること。 7 予算経理に関すること。 8 他の班への応援に関すること。
情報広報班 (☆企画課長)	1 気象情報・災害関連情報等の収集・伝達・記録に関すること。 2 区内の被害状況及び各班の応急対策活動に関する情報の集約に関すること。 3 ライフライン及び交通機関の情報収集に関すること。 4 報道対応に関すること。 5 災害関連情報の広報に関すること。

	6 区民からの電話対応（コールセンター機能、総合窓口）に関すること。 7 他の班への応援に関すること。
地域支援班 （☆地域振興課長 ★生涯学習支援課長）	1 ボランティアセンターの運営に関すること。 2 帰宅困難者の支援に関すること。 3 区本部事務局の支援に関すること。 4 他の班への応援に関すること。
保健衛生・福祉班 （☆地域支援課長（保健衛生班長）※項目 1～13, 20 ☆高齢障害課長（福祉班長）※項目 14～20 ★地域ケア推進課長・衛生課長・児童家庭課長）	1 医療救護所の設置及び運営に関すること。 2 傷病者の搬送受入れ及び救護班派遣等の調整に関すること。 3 医薬品・器材等の調達に関すること。 4 医師会・歯科医師会・薬剤師会等との連絡調整に関すること。 5 避難所等の巡回診療に関する連絡調整に関すること。 6 飲料水及び食料品の衛生確保に関すること。 7 防疫用薬剤、器材の調達に関すること。 8 災害用選定井戸水の提供調整に関すること。 9 感染症対策に関すること。 10 犬及び特定動物の捕獲、動物の救護等に関すること。 11 避難所等における環境衛生に関すること。 12 災害救助法、生活再建支援法等の申請受付に関すること。 13 災害弔慰金、災害援護資金等に関すること。 14 要援護者のための二次避難所の設置及び運営に関すること。 15 要援護者の安全確保に関すること。 16 要援護者の状況調査に関すること。 17 災害時要援護者情報に関すること。 18 災害時精神保健医療相談対応に関すること。 19 二次避難所となる施設との連携に関すること。 20 他の班への応援に関すること。
被災者支援班 （☆保護 1 課長、 保護 2 課長 ★保険年金課長 区民課長）	1 指定避難所の管理に関すること。 2 指定避難所の運営に関すること。 3 指定避難所への物資の供給に関すること。 4 応急仮設住宅への入居募集に関すること。 5 他の班への応援に関すること。
道路公園班 （☆管理課長 ★整備課長）	1 管内の道路・橋りょう・河川・公園等の被害状況の把握及び伝達に関すること。 2 管内の道路・橋りょう・河川等の警戒・監視に関すること。 3 管内の道路・橋りょう・河川等の応急対策及び復旧に関するこ

	と。 4 道路啓開の実施及び障害物・放置車両等の除去に関する事。 5 崖崩れ等の応急対策の実施に関する事。 6 工事施工箇所の安全確保に関する事。 7 所管施設の保全に関する事。 8 緊急交通路、緊急輸送路に係る警察等との調整に関する事。 9 所管施設及び工事箇所等の災害予防及び復旧に関する事。 10 公園等施設利用者に対する情報伝達及び避難誘導に関する事。 11 他の班への応援に関する事。
各班連絡員	1 部内各班の連絡調整に関する事。
罹災証明書発行 チーム （☆保険年金課長 ★区民課長）	1 罹災証明の申請受付及び発行に関する事。
遺体安置所運営 チーム （★衛生課長 保護第1課長 保護第2課長 区民課長 地域支援課長 地域ケア推進課長 地域振興課長）	1 遺体安置所の開設及び運営に関する事。

※出張所については、地域支援班の位置付けとする。

（3）主な関係部隊

生活環境事業所隊	環境部の事務分掌に定める。
上下水道局 営業センター	上下水道部の事務分掌に定める。
消防署 方面指揮本部	消防部の事務分掌に定める。

（4）区本部における災害対応方針

区本部における災害対応方針は、市災害対策本部・消防署・その他の関係機関からの各種情報等により基本方針を決定します。

ア 被害の全体像の把握

イ 人的被害（死者数）の把握

ウ 火災被害の把握

エ 建物被害の把握

オ 避難所の状況及び対応策の検討

カ 駅前滞留者の状況把握及び帰宅困難者一時滞在施設開設の検討

キ 市本部への要請事項の検討

(5) 区本部の応援要請

区本部長は、災害応急対策に関して、防災関係機関による応援を市本部に要請することができます。ただし、緊急を要し、またやむを得ない事情のある時は、区本部長の判断により、防災関係機関に要請することができます。

(6) 防災関係機関の活動拠点

警察、自衛隊、消防、ライフライン事業者等の防災関係機関による活動には、宿营地や車両置き場、資材置き場が必要となることから市域を南部、中部、北部の各地域に分け活動拠点を設置します。

ア 警察の活動拠点

警察災害派遣隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置します。

名称	所在地
県立川崎高校	川崎区渡田山王町 22-6
等々力陸上競技場	中原区等々力 1-1
等々力緑地東駐車場	中原区等々力 1-1
県立百合丘高校	多摩区南生田 4-2-1

イ 自衛隊の活動拠点

自衛隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置します。

名称	所在地
川崎競馬場内駐車場他	川崎区富士見 1-5-1
等々力緑地運動広場	中原区等々力 1-1
等々力緑地多目的広場	中原区等々力 1-1
県立生田高校	多摩区長沢 3-17-1
川崎国際生田緑地ゴルフ場	多摩区枳形 7-1-10

ウ 消防機関の活動拠点

緊急消防援助隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置します。

名称	所在地
富士見公園内川崎球場周辺	川崎区富士見 2-1
富士見球場	川崎区富士見 2-1
等々力催し物広場	中原区等々力 1-1
等々力緑地テニスコート	中原区等々力 1-1
等々力球場	中原区等々力 1-1
消防訓練センター	宮前区犬蔵 1-10-2
県立生田東高校	多摩区生田 4-32-1

エ ライフライン事業者の活動拠点

ライフライン事業者の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地、車両置き場及び資機材置き場等として利用する活動拠点を配置します。

名称	所在地
宗教法人平間寺自動車交通安全祈禱殿駐車場	川崎区大師河原 1-1-1
県立大師高校	川崎区四谷下町 25-1
会館とどろき	中原区宮内 4-1-2
等々力緑地南駐車場	中原区宮内 4-1
県立住吉高校	中原区木月住吉町 34-1
県立菅高校	多摩区菅馬場 4-2-1

オ 水道事業者の活動拠点

水道事業者の活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置します。

名称	所在地
長沢浄水場	多摩区三田 5-1-1

カ 他都県市等からの応援の活動拠点

他都県市等からの医療・応急危険度判定士等の応援職員が、近隣の宿泊施設を確保できない場合等に、活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置します。

名称	所在地
川崎競馬場 1 号スタンド	川崎区富士見 1-5-1
川崎競輪場	川崎区富士見 2-1-6
県立川崎工科高校	中原区上平間 1700-7
県立多摩高校	多摩区宿河原 5-14-1
県立麻生高校	麻生区金程 3-4-1

キ 重症者等の後方搬送拠点

ヘリコプターによる災害医療拠点病院の臨時離着陸場を補完するため、次のとおり重症者等の後方搬送拠点を配置します。

名称	所在地
川崎競馬場芝生広場	川崎区富士見 1-5-1
等々力補助競技場	中原区等々力 1-1
麻生水処理センター	麻生区上麻生 6-15-1

ク 応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点

ヘリコプターによる応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点を幸区の新市場多摩川河川敷一帯に配置します。なお、消防局航空隊によるヘリコプターの運行支援実施場所は市立川崎総合科学高等学校屋上（幸区小向仲野町 5-1）とします。

ケ 基幹的広域防災拠点

国は、大規模災害時に、物流に関するコントロール及び海上輸送から海上輸送、河川舟運、陸上輸送等への中継基地や広域支援部隊等の一時集結地・ベースキャンプとして基幹的広域防災拠点を活用します。

名称	所在地
基幹的広域防災拠点（東扇島地区）	川崎区東扇島 58

2 情報の共有

区本部において、被害状況や災害関連情報の正確かつ迅速な収集伝達を図ることにより、災害応急対策を円滑に実施し、また、地域住民に対し正しい災害情報を適切に提供するため、あらゆる通信手段を活用して、情報の共有化を図ります。

（１）情報の収集

区本部は、区民及び市本部、防災関係機関等から災害情報の収集を行い、その情報を時系列、地域別、重要度により区分し記録します。

（２）情報の伝達

警察署、消防署等関係機関と区本部における情報の共有化を図るため、必要に応じて相互に情報収集要員を派遣します。

また、区本部は速やかに被害情報及び避難情報等の災害情報の把握を行い、災害の種別、発生した日時、場所、被害の程度、とられた処置などを具体的に整理し、災害応急対策を円滑に実施するため、総合防災情報システム等のあらゆる通信手段を用いて、市本部に報告します。

（３）広報・広聴

ア 広報の実施

区本部は、避難所（小学校、中学校等）を情報拠点とし、区民に対して災害に関する正しい情報を提供することにより、混乱の発生防止に努めます。

イ 広報の方法

市で保有する広報手段を活用し、また協定締結放送機関又はその他の応援を得て、広報活動を実施します。

- (ア) ラジオ・テレビによる広報
- (イ) 市防災行政無線による活用
- (ウ) コミュニティFM（かわさきFM）の活用
- (エ) テレビ神奈川データ放送の活用
- (オ) ケーブルテレビの活用
- (カ) インターネットの活用
- (キ) 電子メールの活用
- (ク) 緊急速報メールの活用
- (ケ) 広報車の活用
- (コ) 消防ヘリコプターの活用
- (サ) 職員による広報
- (シ) 広報印刷物等の配布
- (ス) 防災テレホンサービス
- (セ) 掲示板等による広報
- (ソ) ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用
- (タ) Lアラート（公共情報コモンズ）への配信
- (チ) かわさき防災アプリの活用

ウ 災害広聴の実施

広域災害発生時において、甚大な被害が生じた場合には、混乱により社会不安のおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に住民の要望等を反映させます。

- (ア) 区本部は、被災者の要望等を把握するため避難所等に臨時相談所を設置します。
- (イ) 区本部において聴取した相談要望・苦情等は速やかに各機関に連絡し、早期解決に努めます。

エ 川崎市の防災気象情報

- (ア) 地上デジタル放送（テレビ神奈川）

災害時等に、テレビ神奈川の地上デジタルテレビ放送及びワンセグ放送のデータ放送を利用して、防災気象情報を配信します。

- (イ) ケーブルテレビ（イッツコム）

災害時等に、イッツコムの情報配信チャンネル（C119ch）において、防災

気象情報を配信します。

(ウ) コミュニティFM（かわさきFM）

災害時等に、川崎市からの緊急放送をかわさきFM（79.1MHz）において、安否情報、ライフラインなどの生活情報を放送します。

(エ) インターネット・携帯電話

URLは「備える。かわさき」に掲載しています。

(オ) 川崎市ホームページ

災害時等に、川崎市ホームページに緊急情報を掲載します。

(カ) 川崎市防災気象情報（パソコン用・携帯電話用）

川崎市に関する防災気象情報を常時配信しています。

(キ) メールニュースかわさき「防災・気象情報」（電子メール配信サービス）

登録いただいたメールアドレスあてに、メールにより防災気象情報を配信します。

(ク) 防災行政無線

災害時等に、市民の皆様に防災気象情報をお知らせするため、市内の避難所、広域避難場所、急傾斜地、主要ターミナル駅、海岸地域などに防災行政無線の屋外受信機（スピーカー）を設置しています。

また、放送した内容を「防災テレホンサービス」により電話で聞くことができます。

〈防災テレホンサービス〉

◎県内の一般加入電話、公衆電話及び一部のIP電話

0120-910-174（通話料なし）

◎携帯電話、PHS、県外の一般加入電話、公衆電話など

044-245-8870（通話料あり）

3 地域における救助・救護等（区民の初期行動）

（1）消火活動

地震発生時等における火災については、消防団や自主防災組織等と連携し初期消火活動を行います。

地震発生時等に自宅及び自宅周辺で火災が発生した場合には、まず身の安全を確保し、可能な範囲で初期消火に努めます。

ア 炎が天井に届くまでの数十秒間に、消火器のほかに、火を毛布で覆い水をかける座布団で火をたたくなど、身近なものを活用し、初期消火を行います。

イ 天井に火が燃え移るなど、自力での消火は無理であると判断した場合には、その場から速やかに避難します。

ウ 避難途中で付近の火災現場に遭遇した場合には、可能な範囲で消火活動に協力

します。

(2) 救助活動

地震発生等により倒壊した住宅等の中に救助を必要とする人がいる場合は、近隣住民や自主防災組織と協力し、救助活動を行います。

ア がれき等に埋もれている人の居場所が分かった場合、救出のため付近の人を集めます。

イ 避難途中で付近の救助救出現場に遭遇した場合には、可能な範囲で救助活動に協力します。

(3) 応急手当

地震発生時等において負傷者に対して、区民相互の協力で応急手当等を行います。消防局で行っている心肺蘇生法や止血法などの応急手当の技術を身につけた「市民救命士」の養成講座等に積極的に参加するなど、平常時から応急手当に対して備えます。

(4) 通報

災害の危険を察知した場合、地域の被災状況等について、各防災関係機関へ通報します。また、自宅周辺の状況に注意し、危険性のある場所等や救助を必要とする負傷者を確認した場合は、消防署や区本部等に通報するとともに自らの安全の確保に努めます。

4 避難対策

災害による人的被害の発生を未然に防止するため、風水害等の災害の発生が予想される地域の住民を早期に避難させるため、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）を発令し、避難誘導を行います。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ない時は、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示します。

避難指示等を行うに当たっては必要に応じ、横浜地方気象台、京浜河川事務所、県等に助言を求めます。

(1) 避難情報

ア 高齢者等避難（警戒レベル3）

市長は、洪水、土砂災害等が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等を知らせる「高齢者等避難」を発令し、住民等の注意を喚起するとともに、要配慮者の避難に備え緊急避難場所へ避難誘導を行います。災害時要援護者避難支援者（以下「支援者」という。）は、事前に登録している災害時要援護者の避難支援を開始します。また、市長及び区長は、必要に応じて、高齢者等避難の発令よりも前に、住民等が自ら危険性を判断して避難（自主避難）することを促します。

イ 避難指示（警戒レベル４）

市長又はその補助執行機関としての区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を指示します。なお、区長、消防局長又は消防署長は、避難指示の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難指示を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告します。

ウ 緊急安全確保（警戒レベル５）

市長又はその補助執行機関としての区長は、災害が発生、又は切迫している場合において、市民が命を守るための最善の行動をとれるよう、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保を発令します。なお、区長、消防局長又は消防署長は、緊急安全確保の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として緊急安全確保を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告します。

エ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、横浜地方気象台が大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時に、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、神奈川県と横浜地方気象台から共同で発表されます。横浜地方気象台と神奈川県が土砂災害警戒情報を共同発表した場合、市は市民への周知に努めるとともに、個別の斜面の状況や気象状況、気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布（神奈川県も同一情報を「土砂災害警戒情報を補足する情報」として提供）」等を基に総合的に判断し、避難指示の発令を行います。

【避難情報の発令基準】

避難情報 (警戒レベル)	発令時の状況	住民に求められる行動
高齢者等避難 (警戒レベル３)	要配慮者等で避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生が高まった状況	要配慮者等は、避難行動を開始 要配慮者以外の住民のうち、各種ハザードマップで危険区域に該当している地域は、防災気象情報に注意を払い、自主的に避難行動を開始
避難指示 (警戒レベル４)	住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生が明らかに高まった状況	近くの緊急避難場所等への立ち退き避難、立ち退き避難がかえって命に危険を及ぼしかね

	況	ないと自ら判断した場合は、近隣の安全な場所への避難や、屋内の安全な場所への避難を開始
緊急安全確保 (警戒レベル5)	災害が発生又は切迫している 状況	命を守るための最善の行動を完了

(2) 避難所・緊急避難場所の開設

ア 震災時対応（勤務時間内）

区長は、川崎市内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は発生した地震が震度5強以下である場合も、必要に応じて開設のために避難所へ職員を派遣します。派遣された職員は、施設管理者、避難所運営会議の協力を得て、施設の安全確認、避難スペースの確保等を行い、地域住民・施設管理者と連携して避難所を開設し、避難者を受入れます。

なお、発災直後等で職員が不在で緊急の場合は、区長の指示に基づき、施設管理者が避難所運営会議の協力を得て、避難所を開設します。

イ 震災時対応（勤務時間外）

避難所運営要員は、夜間・休日等、勤務時間外に川崎市内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は発生した地震が震度5強以下であっても開設の必要があり、参集を指示された場合には、あらかじめ指定された避難所へ参集し、施設の安全確認等の開設準備を行い、施設管理者、避難所運営会議の協力を得て、住民が避難してきたときは避難所を開設し、避難者を受け入れます。

ウ 風水害時対応（区役所職員）

区長は、避難者の受入れが必要と認めるときは、風水害時の緊急避難場所及び緊急避難場所を補完する施設の中から、降雨状況、河川の水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を勘案の上、職員を派遣して緊急避難場所を開設します。多摩区では、土砂災害警戒情報時等は24か所ある緊急避難場所のうち、施設同士の近接状況等を勘案して14か所開設することとしています。また、大規模な台風等により、多摩川に係る「洪水の避難指示」等の発令をする場合には、台風等の勢力、進路等の状況に応じて、県立向の岡工業高等学校、県立多摩高等学校を含めた24か所全てを開設することとしています。

なお、風水害時の緊急避難場所においては、原則として避難者に公的備蓄による食料や飲料水等の供与を行いません。ただし、避難者の健康や生命の維持のために必要な場合、区は公的備蓄を活用して避難者の保護にあたります。

(3) 避難の実施方法

ア 避難情報の伝達

市長及び区長は、避難対象住民に対し、避難指示等を行う場合、防災行政無線

による放送、広報車等による広報、又は直接伝達を行うとともに、自主防災組織等の協力により、住民への周知徹底を図るよう努めます。

イ 自主防災組織及び関係機関の協力による避難誘導

区本部は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、自主防災組織及び関係機関の協力により避難誘導に努めます。その際、指定された避難所へ危険で行かれない場合は、安全に行くことのできる最寄りの避難所等への避難誘導を行います。

また、避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、自主防災組織や地域住民の協力を得て避難支援を行います。災害時要援護者支援制度に登録している市民に対しては、あらかじめ決めている支援者が迅速に避難支援活動を行うよう努めてください。

(4) 避難所の管理運営（避難所運営会議）

避難所では、被災者の安定した避難生活を確保するために、区民が互いに協力し合う必要があります。避難所が開設された場合は、区本部と区民が連携して管理運営することが重要です。このため、自主防災組織を中心に施設管理者、PTA等で構成する避難所運営会議を中心に避難住民の協力を得て市職員（避難所運営要員等）と連携し、避難所の管理運営を行います。

また、避難所を運営していくには炊出し、物資の受入れ・配給、避難者名簿の作成・管理など共同生活を営む上で様々な役割が必要となるため、避難者は、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行いながら相互扶助の精神により、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努めるものとします。

ア 避難所の業務

(ア) 避難所の開設・管理

(イ) 負傷者や急病患者への救援活動

(ウ) 避難者確認及び名簿の整理

(エ) 生活情報の提供及び相談窓口の開設

(オ) 避難所自治組織の運営指導

(カ) 避難者及び地域住民への給食活動

(キ) 施設管理者との調整

(ク) 安否確認への対応

(ケ) その他避難者の日常生活の安定を図るための支援活動

イ 避難所運営会議の編成

(ア) 総務班

a 避難所運営会議の事務局

b 区本部との連絡事項の整理

c 避難所の運営管理・調整

d 区ボランティアセンターとの連絡調整

- e ボランティアの要請、受入れ、配置、管理
- f ボランティアへの各種案内、相談、情報提供
- g 各運営班のボランティア窓口

(イ) 情報広報班

- a 避難者の入・退所の手続き
- b 名簿の管理、利用者数の把握
- c 避難所外避難者で、食料、物資等の提供を受けに来た方の把握及び案内
- d 避難者のチーム編成等の対応
- e 避難状況や安否状況の把握等の情報の収集
- f 避難所生活で必要な情報の提供
- g 地域の状況に応じた広報

(ウ) 保健救護班

- a 応急救護所の設置
- b 避難者の健康状態の確認、感染症の予防
- c 要配慮者の支援

(エ) 環境衛生班

- a 避難所内での環境衛生面の秩序の維持
- b トイレ、生活用水に関するルールづくりと周知
- c 避難所内の整理・整頓・清掃のルールづくりと周知
- d ペットに関するルールづくりと周知

(オ) 食料班

- a 備蓄物資・支援物資（食料）の管理及び配布
- b 炊出し等の役割分担の検討

(カ) 施設物資班

- a 施設、設備の点検・故障対応、防火・防犯対策
- b 防災資器材の管理及び確保
- c 備蓄物資・支援物資（食料以外）の管理及び配布

(キ) その他

その他必要に応じて班を編成

(5) 避難所対策

区長は、被災者への食料等の供与等について配慮するとともに、避難所施設の維持管理について関係局等との連絡調整にあたります。

また、避難所における生活環境・衛生状態に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難者の健康管理・栄養管理、要配慮者へのケア、プライバシーの確保、男女のニーズの違いに配慮します。やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう、食料等必要な物資

の配布情報や保健師等による巡回健康相談などの情報を周知します。

(6) 要配慮者の避難施設（二次避難所）の確保

区長は、避難所では生活が困難な要配慮者の避難施設として、市内社会福祉施設等の利用を図ります。なお、要配慮者を介護者とともに、社会福祉施設等へ二次避難させる場合は、その施設管理者にその旨を報告するとともに、その対応については関係局長との連絡調整にあたります。

(7) 避難者の安否情報

市長又は区長は、避難者の安否について住民等から照会があったときは、避難者等の権利利益を不当に侵害することがないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り避難者の安否情報を回答するよう努めます。この場合においては、避難者の安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めます。

(8) 感染症対策を踏まえた避難所・緊急避難場所の管理運営等

避難所又は緊急避難場所における感染症の感染拡大防止のため、関係局区が連携し、自宅療養者等に対する必要な情報の提供に努めるとともに、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切なレイアウト、十分な避難スペースや避難者の動線の確保等の必要な措置を講じるよう努めます。

また、避難者は、避難所又は緊急避難場所への避難に当たっては、マスクの着用等の基本的な感染対策を行う必要があります。

(9) 避難所の閉鎖

区長は、避難者数、応急仮設住宅の設置状況、ライフラインの復旧状況、避難者の生活支援などを総合的に勘案し、施設管理者及び避難所運営会議と協議の上、避難所の閉鎖を決定します。閉鎖時期については、学校等の本来の施設機能の早期回復に配慮するものとし、可能な範囲で段階的な避難所の縮小・統合を実施します。

5 帰宅困難者対策

(1) 登戸駅・稲田堤駅周辺の混乱防止

ア 区本部の支援

区長は、通勤通学者が集中する登戸駅、稲田堤駅及びその周辺における混乱を防止するため多摩区防災連絡会議及び関係機関と連携し、登戸駅、稲田堤駅及びその周辺における乗降客の集中状況及びバス・タクシーの運行状況についての情報の把握に努め、市長に報告するとともに、警察、消防、鉄道事業者及び帰宅困難者一時滞在施設管理者等と連携・協力を図り、交通整理、避難誘導等の必要な措置を実施します。

イ 一時滞在施設

帰宅困難者が発生した際に、区本部は帰宅困難者一時滞在施設の開設をします。
 帰宅困難者一時滞在施設は、原則として翌朝までの提供とします。

【区内の帰宅困難者一時滞在施設一覧】（令和7年3月現在）

施設名称	最寄駅	所在地
多摩市民館	登戸駅	登戸 1775-1
星の子愛児園	稲田堤駅	菅稲田堤 1-17-25
柏屋	登戸駅	登戸 3506
Anker フロントウン生田	中野島駅	生田 1-1-1

（2）帰宅困難者への帰宅支援

ア 区本部の支援

交通機関の運行停止等により、区内において滞留する帰宅困難者・徒歩帰宅者に対して、区役所、公共施設等において、被災状況、交通状況等の情報提供等を行います。また、帰宅困難者一時滞在施設を開設した際には施設利用者に飲料水や防寒シートの配布を行います。

イ 移動の支援

市営バスは道路状況に応じて、可能な限り輸送を実施します。

ウ 協定による各種団体の支援（情報・水道水・トイレ等の提供）

（ア）神奈川県石油協同組合（ガソリンスタンド）

（イ）自動車販売店

（ウ）コンビニエンスストア

（エ）ファーストフード・ファミリーレストラン

（オ）居酒屋

（カ）カラオケスペース

（キ）その他

6 地域医療救護体制

災害時における、区民への医療救護活動を円滑に実施するため、市本部は必要に応じて、医療救護所を設置し、応急医療救護活動を行います。

（1）区本部の体制

区本部の保健衛生・福祉班は、災害発生期における医療救護活動を行うとともに災害復旧・復興期に至るまで医療・被災者・生活関連情報の収集、提供等を行います。

このため、日頃から医療・衛生機能を充実・強化し、災害用医療資器材の備蓄を行うとともに、地域医療関係団体の医療救護班及び医療ボランティア等の受入調

整・搬送及び医薬品等の受入調整を行います。

また、災害時における区民の健康の確保のため、被災地の保健医療対策、要配慮者対策、防疫対策、環境・食品衛生対策を実施します。

(2) 医療救護所の設置

区本部は、医療救護活動の展開を図るにあたり、災害の規模、傷病者の発生状況及び地域医療機関の被災状況等を勘案して、次のうちから適切な場所を選定し、医療救護所を設置します。

ア 地域みまもり支援センター

イ 休日（夜間）急患診療所

ウ 地域防災拠点

エ その他、特に必要と認める場合は、臨時医療救護所を設置します。

(3) 災害拠点病院

災害時には、市内の全医療機関が医療活動を担うこととなりますが、地域における災害時医療救護の中心的な役割を担うとともに、地域の医療機関を支援する機能を有する災害医療拠点病院との連携を図ることにより、災害時医療救護体制を整備します。

【市内の災害拠点病院】（令和4年7月現在）

災害拠点病院	所在地
市立川崎病院	川崎区新川通 12-1
関東労災病院	中原区木月住吉町 1-1
日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町 1-383
帝京大学医学部附属溝口病院	高津区二子 5-1-1
聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生 2-16-1
市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37
市立井田病院	中原区井田 2-27-1

7 災害時の福祉対応（健康福祉局）

(1) 災害福祉調整本部

ア 目的、役割等

災害福祉の対応体制を整え、市内の入所系施設を中心とした高齢者、障害者に係る社会福祉施設（以下「社会福祉施設」という。）や要配慮者等の情報を集約し、地域の関係機関や他都市、国との連携を深め、この分野における的確な判断と迅速な対応が行えるよう、災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に災害福祉調整本部を設置します。区においては、保健衛生・福祉班を中心に、

災害福祉調整本部や避難所等と連携しながら、災害時要援護者に関することや二次避難所となる施設との連携に関することなどの対応を行います。

災害福祉調整本部の役割
1 社会福祉施設の情報収集
2 被災した社会福祉施設への支援
3 他都市からの災害時の福祉活動チーム、介護専門職等の受入調整
4 各区の災害時要援護者等の情報収集
5 二次避難所の開設・運営に関する総合調整
6 情報の整理及び分析等の総合調整やマネジメント
7 本部会議等への報告

イ 二次避難所連絡要員の派遣

災害福祉調整本部は、二次避難所連絡要員を各区本部の保健衛生・福祉班へ派遣します。二次避難所連絡要員は、区本部と避難所及び二次避難所との連絡調整並びに災害時要援護者等の搬送調整等を行います。

ウ 災害時情報伝達・収集体制

関係局区や社会福祉施設、福祉関係団体との間で、災害時における円滑な情報受伝達を図るため、平時から、川崎市災害時高齢者・障害者施設情報共有システム（E-W e l f i s s）を中心に、電話、MCA無線、電子メール、防災アプリ等の複数の手段を組合せた情報伝達及び情報収集体制を整備し、発災時において災害福祉調整本部が機能できるよう取組を進めます。

（２）区本部保健衛生・福祉班の役割

ア 災害時要援護者のための二次避難所の設置及び運営に関すること。

イ 災害時要援護者の安全確保に関すること。

ウ 災害時要援護者の状況調査に関すること。

エ 災害時要援護者の情報に関すること。

オ 二次避難所となる施設との連携に関すること。

（３）市内の社会福祉施設の役割

災害時においては、まずは自施設の被災状況や利用者等の状態、職員の参集状況や備蓄物資の在庫状況等を把握し、利用者等の安全を確保したうえで、協定に基づく災害時要援護者等の受入に努めるものとします。

（４）二次避難所の開設

市は、避難を要する災害時要援護者等の安定した避難生活を確保するため、災害の状況、避難所等の開設状況、地域特性、施設の被害の程度、避難者の人数等を勘案し、市の施設や協定により確保した社会福祉施設の中から二次避難所を開設します。

（５）神奈川DWA Tの派遣要請

災害福祉調整本部は、大規模災害時に、避難所において要配慮者への福祉ニーズに応じて、「神奈川県災害派遣福祉チーム設置運営要綱」に基づき、神奈川県に対し神奈川DWA Tの派遣要請を行います。

(6) 平時からの訓練の実施

災害福祉の取組については、平時からの備えが重要であることから、健康福祉局は、関係局区、社会福祉施設、関係団体等と連携し、定期的に訓練を実施します。

8 物資の供給

災害の発生により、物資の確保が困難な者に対し、飲料水・食料・生活必需品等を応急的に供給します。

(1) 給水

区本部は、災害が発生し、区民に応急給水を実施する必要を認めた場合、速やかに上下水道局庶務課を介して上下水道事業管理者に給水の実施を要請します。

ア 給水量

応急給水量は、原則として1人、1日当たり30程度とします。

イ 応急給水方法

発災から3日目までの応急給水は、原則として市所有車両及び市が調達した車両等による運搬給水と災害対策用貯水槽等にて行い、可能な場合は、管路による拠点給水を行います。

発災から3日目以降は、管路による応急給水を順次拡大し、半径約750m内に1か所の割合で応急給水拠点を開設して、給水を行うように努めます。

また、給水拠点まで受水に来ることができない要配慮者等については、可能な限り運搬給水で対応します。

○災害時応急給水拠点 <資料10>

(2) 食料・生活必需品

区本部は、食料・生活必需品の応急供給が必要と認める場合は、避難所から報告された必要量を算出して確保するとともに、災害対策用備蓄、関連業者等への要請でも不足の生じる場合は、直ちに市本部に調達を要請します。

ア 応急供給の方法

災害発生から約3日間においては、市が備蓄している食料を提供するものとし、協定による流通備蓄や国等からの救援物資については補完物資と位置づけ、到着次第供給します。

イ 供給対象者

(ア) 避難所の被災者

(イ) 住家に被害を受けたことにより、自炊ができない者

(ウ) 住宅での避難者で物資の確保が困難な者

(エ) 災害応急対策に従事する者

(オ) その他区長が必要と認める者

ウ 要配慮者への優先供給

高齢者、障害者、幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給するものとします。

エ 供給の実施方法

(ア) 供給場所

原則として避難所とします。

(イ) 供給の実施主体

食料の供給は、区本部が主体となり、避難所運営会議等の協力により実施します。

(ウ) 公平な供給

在宅での避難者への供給も含め、区民は、食料が公平に供給されるよう相互に協力します。

9 輸送計画

(1) 輸送の優先順位及び輸送手段

災害時に輸送活動を行うに当たっては、①人命救助、②被害の拡大防止、③災害応急活動の円滑な実施等を考慮し、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて実施するものとします。輸送手段については、基本的に車両を使うものとし、不足が生じる場合は市本部を通じて、協定等に基づく応援要請を行います。

(2) 物資拠点における支援物資等の受入れ及び輸送

「川崎市受援マニュアル」及び「川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル」に基づき、物資の調達及び物流について、外部の応援を受ける体制等を整えます。

大規模災害時に国が実施するプッシュ型支援は、被災都県が設置する広域物資輸送拠点、被災市区町村が設置する地域内輸送拠点のほか、物資保管拠点を開設し、民間事業者や関係団体と連携を図りながら、支援物資の受入れ、避難所への輸送等を実施します。

広域物資輸送拠点は、中央卸売市場北部市場が指定されており、市は発災直後、速やかに北部市場の受入れの可否を確認し、神奈川県に報告します。

地域内輸送拠点については、広域物資輸送拠点から支援物資等を受け入れ、避難所へ送り出すための拠点として市が設置します。被災状況等によって使用の可否や使用条件が異なることから、あらかじめ施設を指定せず、候補施設の中から、市内の被災状況や道路等の状況、施設の被災状況等を踏まえ、選定の上、速やかに開設します。

また、物資保管拠点は、小口物資や余剰物資が滞留した場合の保管を目的に市が

設置し、地域内輸送拠点の候補施設の中から、物資の保管量や施設の被災状況等を踏まえ、選定の上、開設します。

なお、地域内輸送拠点等には、物資の受入れ、仕分け、配分、保管などを円滑に行うため、関係局室区から職員を派遣することとし、派遣された職員は、協定事業者等と連携し、区本部や避難所、県と情報共有を図りながら物資拠点の運営を行います。避難所等への物資の輸送は、協定事業者等の応援を得て、道路状況等を踏まえ実施します。

10 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

地震等により被災した建築物が余震等による二次災害を防止するため、居住用建築物の被害状況を調査し、その建築物が使用できるか否か応急的に判定・表示する応急危険度判定を行います。一方、行政としては防災拠点となる施設及び市民の生活上の安全確保を図る施設を重要建築物として位置づけ、その利用上の安全確認を、速やかに行います。

また、地震等により宅地が被災した場合、宅地の擁壁等の被害状況を迅速に把握し、二次災害の発生を軽減・防止するため、宅地の立入制限に関する被災宅地危険度判定を行います。

11 ごみ・し尿処理

区本部は、避難所及び区民の在宅している世帯から発生する、ごみ・し尿を迅速に処理します。また、災害によって生じた災害廃棄物の処理に関する情報を市本部に伝達します。

(1) ごみ処理

「普通ごみ」と「粗大ごみ」（通常の粗大ごみについては当分の間中止します）に大別し、生活環境事業所隊により発災後3日目から収集及び処理を実施しますが、現有の収集・処理能力での対応が困難となった場合は、一時的な臨時集積所等の設置・管理について区民の協力を要請します。

(2) し尿処理

し尿の収集・処理は、災害の状況に応じた対応を実施します。また、避難所に設置された災害用トイレは発災後2日目から、通常時にし尿収集を行っている世帯は3日目からし尿の収集を開始します。

(3) 災害用トイレ

生活環境事業所隊は、備蓄のある避難所には、備蓄されている災害用トイレを設置し、備蓄の無い避難所については、運搬車両により別の備蓄場所から調達して災害用トイレを避難所運営会議等と協力して設置します。

ア 夜間の照明及びし尿収集車の動線を勘案し、設置します。

イ 仮設トイレの使用方法、し尿収集の予定日、故障や異常時の連絡先等を明示した文書を貼付します。

ウ 生活環境事業所隊は、設置基数及び設置場所の配置図を作成し、詳細を常に把握します。

12 防疫・保健衛生

(1) 防疫対策

区本部は感染症の発生を予防するため保健衛生・福祉班を中心として、避難所を重点とした被災住民の健康調査を実施します。感染症が発生した場合には、健康福祉局と連携し、まん延防止に努め、避難所等における消毒や、ねずみ族、昆虫等の駆除など、防疫対策の指導を行います。また、感染症予防上、予防接種が必要と認めるときは、健康福祉局、医療関係団体等と連携し、ワクチン確保等を迅速に行い、適切な時期に予防接種を行います。

(2) 環境・食品衛生対策等

ア 食品衛生

食中毒の発生及び拡大を防止するために、病院や避難所等の衛生指導を実施します。

イ 環境衛生

避難所等の居住環境衛生に関する調査及び助言、避難所等における仮設の浴場・シャワールームの衛生指導を行います。また、公衆浴場、コインランドリー等の営業再開時には、必要に応じて衛生指導を行います。

ウ 災害用井戸

災害時の井戸水等の提供者と協力し、生活用水や飲料水の確保を図ります。

(3) 保健衛生対策

区本部の医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。）を行います。区内の被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の収集、整理及び分析を行うとともに、保健医療調整本部へ情報を提供します。くわえて、区に派遣されて支援に当たるチームの指揮及び避難所等への派遣調整等必要な調整を行います。

また、災害ストレス等により新たに精神的問題が生じるなど精神保健医療への需要に対応するため、災害の規模に応じて、健康福祉局長は、保健医療調整本部でのDPATの受入調整を行い、地域みまもり支援センター等において、DPAT、医療機関及び関係機関とともに精神保健医療活動を行います。

(4) 動物救護対策

ア 川崎市動物救援本部の設置

市は、川崎市獣医師会等に対し協定に基づく協力を要請し、川崎市動物救援本

部を設置し、被災動物の救援活動を行います。

イ 動物救護センターの設置

市は、負傷した動物の救護、飼育困難となった動物の一時保護の相談、被災動物の健康相談等のため、動物愛護センター等に動物救護センターを設置します。

ウ 避難所における動物の同行避難

動物がいることで避難所への避難を躊躇することがないように、原則として同行避難を受け入れるものとします。なお、受入場所については、衛生面や健康面での影響を考慮し、各避難所にて調整を行います。

エ 避難所における動物の適正飼育

区は、避難所における動物の受入体制の整備に努めるとともに、平時から避難時の動物の同行避難におけるルールやマナー啓発を行います。また、かわさき犬・猫愛護ボランティアや市動物救援本部等に協力を求め、動物の適正飼育を指導し、避難所の環境衛生を確保します。

また、風水害時における緊急避難場所に関しては、動物がいることで飼い主が緊急避難場所への避難を躊躇することがないように、原則、動物がケージ等に収容されていることを条件に同行避難を受け入れます。

13 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

(1) 行方不明者・遺体の捜索

災害による行方不明者の捜索については、区本部と防災関係機関等が連携し、遅滞なく行うものとし、災害現場において、遺体を発見した者は、直ちに所管の警察署及び直近の警察官にその旨を通報するように周知します。

(2) 遺体の収容及び処理

災害発生後、速やかに遺体安置所を開設し、遺体を収容します。多摩区においては多摩スポーツセンター（多摩区菅北浦 4-12-5）を遺体安置所とします。

遺体の処理については警察等の関係機関の協力を得て行い、必要な資器材の調達・確保に努めます。身元の確認については警察等の関係機関及び、町会・自治会等の協力を得て行い、身元が明らかになった遺体は遺族又は関係者に引渡します。

区は、遺族等に対する窓口を開設し、相談、事情聴取、埋葬手続きの説明等を行います。

14 消防対策

消防署・消防団は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、風水害又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減します。

(1) 警防体制

大規模な災害が発生したとき、又は、発生が予想され、警防体制を強化する必要があると消防長が認めるときは、消防職員及び消防団員の動員等により消防力を増強し、速やかに災害に対する体制を確立します。

(2) 警防活動

消防署、消防団は、火災、その他の災害に対し、人命救助を最優先とした活動を実施しますが、風水害及び震災時は特に次に主眼を置き活動します。

ア 震災時（震度5強以上）

地震時における同時多発火災等の災害から市民の生命身体財産を守るため、消火活動と救助救急活動に全消防力を投入して被害の軽減を図ります。

消火活動は、早期発見消火を優先させるため、警防計画で事前に定められた地域に、地震発生と同時に消防隊を出動させます。また、救急活動は、初動時には、消防署に応急救護所の開設をし、医師又は救急救命士によるトリアージ（治療優先度判定）及び応急処置の活動を行い、医療救護所、収容可能な医療機関及び後方医療機関への搬送を実施します。

イ 風水害時

風水害においては、事前の災害危険地域の実態把握と迅速確実な情報収集が、災害時における活動の上で重要であるため、災害発生が予想される時点から、警防計画で事前に定められた警戒活動等を実施するとともに、災害発生時には道路公園センターと連携し、人命救助を最優先として活動します。

15 警備活動

警察は、大規模災害発生時には、被害の拡大を防止するため、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安維持に万全を期することとします。

16 交通対策

(1) 道路等の啓開活動

災害により道路・橋りょう等が破損した場合は、救助・救出・消火等の緊急活動に著しい影響を及ぼすことから、緊急活動道路に指定された路線から優先的に応急措置を実施し、交通の確保を図ります。

区長は、道路、橋りょう、河川の被害状況について被災状況を速やかに収集し、応急対策を実施します。

(2) 障害物等の除去

地震時に倒壊した家屋、店頭落下物、河川の氾濫や道路の冠水等による道路の障

害物の除去は、所管業務の管理者及び区長の協議により警察棟の協力を得て区が実施します。また、隣接自治体間にまたがる緊急交通路は、機能回復を効率的に行うため、県及び隣接自治体等と連携して対応します。

大雪による道路の除雪・凍結防止については、自動車及び歩行者等の安全通行を確保するため、主要な駅前広場、ペDESTリアンデッキ、歩道橋等、利用頻度などを考慮して実施します。

火山活動による降灰は、道路、下水道、河川、港湾の措置は、所管業務の管理者が行います。また、隣接自治体間にまたがる緊急交通路は、機能回復を効率的に行うため、県及び隣接自治体等と連携して対応します。

17 ライフライン

各公共事業施設において、防災対策を定め、ライフライン施設として速やかな応急措置を行い、施設機能の維持に努め、各サービスの供給を確保します。

(1) 電気（東京電力パワーグリッド株式会社）

災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続します。電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係機関に連絡するとともに、運転を停止する等の必要な措置を講じます。

また、災害により停電が発生した場合は、支障箇所の切り離し等によって、停電範囲の拡大防止と早期復旧を図ります。

(2) ガス（東京ガス株式会社）

被害情報等の収集に努め、被害拡大の防止を前提とした上で、ガスの製造・供給の維持、保安の確保に努め、ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガスの供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。また、応急の復旧に当たっては、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行います。

(3) 電話（各電話会社）

災害によりネットワークに異常が発生した場合、ネットワーク全体への波及を防止するため、各種措置によって重要通信の確保等を行うとともに、重要回線の復旧、非常・緊急通話の確保を優先します。

ア 特設公衆電話の設置（NTT東日本）

指定された広域避難場所等に特設公衆電話を設置します。それ以外であっても、要請又は必要と認めた場所に設置します。

イ 災害用伝言ダイヤル「171」の開設（NTT東日本）

大規模災害の発生・災害等により電話が輻輳した時にNTT東日本の判断により提供します。提供開始や録音件数等、提供条件はNTT東日本で決定し、テレ

ビ・ラジオ等で周知を図ります。

ウ 災害用伝言板（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、ワイモバイル）

携帯電話から安否等を文字情報として登録し、家族等が携帯電話やインターネット経由で確認できる災害用伝言板を、大規模災害の発生時に提供します。

※サービスの詳細については、各電話会社に確認してください。

（４）上水道（川崎市上下水道局）

被害調査の結果、各機能が維持されている場合は、水道の漏水等に起因する二次災害の発生のおそれのない範囲において、できる限り送・配水を停止しないことを原則とし、また、被害施設はその重要度に従い、総力を挙げて短期間に復旧することを努めます。

（５）下水道（川崎市上下水道局）

下水道施設、設備の被災状況を緊急点検によりの確に把握し、施設内安全対策と施設維持、設備運転可能な範囲において機能回復処置を施します。

18 災害ボランティア

大規模な災害が発生した場合に、全国各地から集結する多数の災害ボランティアの活動を支援する体制の整備を行います。

災害時のボランティアは、自発的な参加により、被災者支援に関わる社会福祉活動を行う者で、避難所運営支援や物資の配送などを行う「一般ボランティア」と、医療、消防、通訳などそれぞれの専門的な知識、資格、技能などを要する「専門ボランティア」に区分されます。

（１）一般ボランティア

ア 専門的技能を必要としない、自己完結による支援を基本とする一般のボランティアで、川崎市災害ボランティアセンター、区、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）及び公益財団法人かわさき市民活動センター（以下「市民活動センター」という。）等を通じて全般的な活動を地域において行います。市は、社会福祉協議会及び市民活動センターと協働して、被災者ニーズ、被災地の状況などの情報の把握に努め、必要とするボランティアの活動内容、必要人員等について情報の提供を行います。

イ 市は、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、支援センターを川崎市総合福祉センター内に設置し、社会福祉協議会及び市民活動センターに対し運営等の要請を行います。

また、必要に応じ、多摩区では多摩市民館内に活動拠点となる地域センターを設置します。

【地域センター設置施設】

施設名	住所
多摩市民館	多摩区登戸 1775- 1

(2) 専門ボランティア

各局に市専門ボランティア本部を設置し、被災者ニーズの把握や情報提供、派遣要請、活動場所の提供を行います。また、区と協働し、効果的な活動ができるよう関係機関を含め連携体制を構築します。

19 公共施設等

(1) 学校

学校ごとに、地域特性等に合わせた学校防災計画（マニュアル）を策定し、より効果的な対応に努めます。

ア 児童・生徒の措置

学校長は、児童・生徒等が在校中に、川崎市内のいずれかの地域に震度5強以上の地震が発生した場合、小学校、特別支援学校においては、すべての児童・生徒を保護者に直接引渡すことを原則とします。また、中学校・高校ではあらかじめ保護者と合意した方法により下校させます。

学校長は、児童・生徒を一時保護する場合に必要な食料や生活必需品等の備蓄に努めています。

イ 臨時休業の措置

川崎市内のいずれかの地域に、震度5強以上の地震が発生した場合は発生した日の翌日を全市一斉に臨時休業とします。ただし、発生した時刻が始業時刻前であった場合は、発生した当日についても臨時休業としますが、登校中に発生し、学校へ避難してきた児童・生徒は校内に受け入れ、安全確保を図ります。また、施設や地域の被災状況を踏まえて、児童・生徒の安全を図るために、臨時休業や登校時刻の変更等の措置が必要な場合は、校長が適切な措置を講じます。

ウ 避難所として開設した場合は、避難者の受入に協力します。

(2) わくわくプラザ

わくわくプラザの管理下において災害等が発生した場合、管理者は保護者等の迎えがあるまで責任を持って利用児童を保護するなど、利用児童の安全確保を最優先に対応します。

(3) 市の管理施設

施設管理者は、利用者を避難所等安全な場所に避難誘導するとともに、施設の被災状況を速やかに把握し、市本部又は区本部に報告します。

(4) 大規模集客施設

施設管理者は、利用者を安全な場所に避難誘導するとともに、施設の被災状況を速やかに把握し、二次災害の発生等の予防措置を講じ、区本部に情報提供します。

第4章 区民生活の安定

1 被災者への生活支援

災害時には、多くの市民の負傷、家や家財等の喪失、また、電気、ガス、あるいは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態に陥ることが考えられます。このため、防災関係機関等と協力し、これらの混乱を速やかに治め、人心の安定と社会秩序の回復を図るための緊急措置を講じます。

なお、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の状況に応じ、関係団体と連携して必要な支援を実施する体制を確保します。

また、発災時に被災者への支援を迅速に行うため、平時から被災者支援制度の情報の把握・整理などに努めるとともに、職員研修等を通じて被災者支援に関する職員の制度の理解や事務の習熟を図ります。

(1) 相談窓口の開設

ア 区本部は、被災した区民の生活の立直しを援護し、自力復興を支援するため、区民の一応の安全が確保されてから、問合せ、相談、要望等に対応するため相談窓口を開設します。

イ 被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、各局・関係機関との調整等により、その解決を図るとともに、相談窓口で受けた要望の内容、件数、対応状況等の取りまとめを行います。

(2) 弔慰金等の支給と資金の貸付・融資

ア 市は、災害による死亡、疾病等、人的又は物的に被害を受けた市民に対し、その生活援護のため、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金及び弔慰金、災害遺児等福祉手当金や被災者生活再建支援金を支給します。

イ 市は、被災した市民の生活の立て直しを援護し、市民の自力復興を促進し、市民生活の早期安定を図るため、災害援護資金、生活福祉資金、災害復興住宅融資、災害対策資金、農林漁業災害関連融資等を貸付・融資します。

(3) り災証明

ア 家屋調査

区は、災害対策基本法第2条第1号で定める暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火及びその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、その他その及ぼす被害についての調査を被害調査班により災害発生後可能な限り早期に開始します。

イ り災証明書の発行

区長は、被災者からり災証明書の交付申請が提出された場合は、家屋調査の結果に基づき、又は確認できない場合は申請者の立証資料に基づき、り災証明書を

発行します。また、火災に関する被災は、消防署長が発行します。

り災証明書の発行事務に当たっては、各種の支援措置を早期に実施するため、平常時から職員の育成、他の地方公共団体等との連携体制を確保し、発災時に遅延なく住家等の被害の程度の調査を実施します。

(4) 市税・保険料等の減免措置等

災害に遭われたときには、市税・保険料等の減免措置等を受けられることがあります。減免の対象となるのは、市税等・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・市介護保険料・国民年金保険料で、それぞれ減免措置等を受けられる基準が設けられています。減免措置等は被災した納税義務者からの申請が必要です。

【川崎市支援・減免制度】

	事項	お問い合わせ先	電話番号
減 免 等	市税	しんゆり市税事務所 市民税課	044-543-8958
		しんゆり市税事務所 資産税課	044-935-8971 044-543-8973
	国民健康保険料	区役所保険年金課	044-935-3164
	介護保険料	区役所保険年金課	044-935-3161
	介護保険サービス利用料	区役所高齢・障害課	044-935-3185
	在宅福祉サービス利用料	区役所高齢・障害課	044-935-3266
	保育料（認可保育所）	区役所児童家庭課	044-935-3297
免 除	国民年金保険料の免除	区役所保険年金課	044-935-3165
支 援	り災ごみの処理手数料の相談 （一般家庭対象）	多摩生活環境事業所	044-933-4111
	一時的な緊急避難先として市 営住宅の相談 （住宅を失った方）	まちづくり局市営住宅管理課	044-200-2948
	災害対策資金の融資 （中小企業者）	経済労働局金融課	044-544-1846
		経済労働局 中小企業溝口事務所	044-812-1112
	援護物資・見舞金等の交付	区役所地域ケア推進課	044-935-3295
証 明 書 等	国民健康保険証の再発行	区役所保険年金課	044-935-3164
	り災証明書の発行 （火災以外）	危機管理担当 ※区本部設置の場合は除く	044-935-3146
	り災証明書の発行（火災）	多摩消防署	044-933-0119

2 被災者の住宅確保

区本部は、応急仮設住宅の需要の把握及び維持管理、入居必要被災者の把握及び生活支援等を行います。

また、市本部は応急仮設住宅以外に市営住宅等の空き家の提供、他都市の住宅提供の要請及び一括借上げによる民間住宅の提供も行います。

第5章 南海トラフ地震に係る対応

1 南海トラフ地震に係る対応について

南海トラフ地震とは、南海トラフ及びその周辺の地域における近くの境界を震源とする大規模な地震で、東海地震を包括する地震をいいます。

市域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域ではありませんが、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う混乱を未然に防止し、かつ地震発生に伴う被害を最小限にとどめるため、南海トラフ地震に係る対応を定めています。

2 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応措置

南海トラフ周辺地域の地震・地殻変動などの各種観測データを遠隔測定することにより、気象庁は24時間体制で南海トラフ地震の前兆現象の監視を行っています。異常現象を検知し、南海トラフ地震臨時情報が発表された際には、市は、川崎市災害警戒体制をとります。

3 対応措置等

(1) 区がとるべき対応措置

ア 広報

南海トラフ地震臨時情報が発せられたときは、事業所に対する応急対策実施の呼びかけや区民がとるべき措置等について、区民に正しい情報を提供し、混乱防止に努めます。

イ 事前対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、その内容に応じて地震の発生に備え、区はおおむね次の事前対応を行います。

(ア) 食料・飲料水等の調達準備

区は、地震発生の際に円滑に食料・飲料水・生活必需品の調達・供給を行えるよう、対応手順の確認や関係系機関との連絡体制を確立します。

(イ) 資機材の点検

発災後に応急対策を円滑に実施できるよう、必要な資機材の点検・整備等を行います。

(ウ) 区管理施設等の事前対応

区が管理又は運営する施設等において、利用者等の安全確保、施設・設備の点検、設備・備品等の転倒及び落下防止措置、危険物の安全措置、非常電源の確保等必要な対応を行います。

(2) 防災関係機関がとるべき措置

防災関係機関（電気・ガス・通信・鉄道等）は、区民及び施設利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報の内容、ライフライン及び交通機関に関する情報、生活関連情報等それぞれの機関の特色に応じた広報を行います。

（３）区民等の対応

日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、正確な情報の把握、家具の転倒防止、非常用持ち出し袋の確認、避難方法の確認など、一定期間地震に注意した行動をとることを基本とします。

（４）事業所等の対応

日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げるとともに、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続することを基本とします。

石油類、高圧ガス、毒物等を製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設は、必要に応じ、防火・消火設備、防災資機材等の点検を実施します。

4 事前対策の推進

区は、南海トラフ地震臨時情報発表時にとるべき対応について、職員に周知するとともに、区民等に対して南海トラフ地震臨時情報の内容等に関する広報の徹底を図ります。